

---

---

平成30年大和町議会9月定例会議会議録

---

---

平成30年9月5日（水曜日）

---

---

応招議員（17名）

1番	千坂博行君	10番	今野善行君
2番	今野信一君	11番	藤巻博史君
3番	犬飼克子君	12番	平渡高志君
4番	馬場良勝君	13番	欠員
5番	槻田雅之君	14番	高平聡雄君
6番	門間浩宇君	15番	堀籠日出子君
7番	渡辺良雄君	16番	大須賀啓君
8番	千坂裕春君	17番	中川久男君
9番	浅野俊彦君	18番	馬場久雄君

---

---

出席議員（17名）

1番	千坂博行君	10番	今野善行君
2番	今野信一君	11番	藤巻博史君
3番	犬飼克子君	12番	平渡高志君
4番	馬場良勝君	14番	高平聡雄君
5番	槻田雅之君	15番	堀籠日出子君
6番	門間浩宇君	16番	大須賀啓君
7番	渡辺良雄君	17番	中川久男君
8番	千坂裕春君	18番	馬場久雄君
9番	浅野俊彦君		

---

欠席議員（0名）

説明のため出席した者の職氏名

町 長	浅 野 元 君	産業振興課長	文 屋 隆 義 君
副 町 長	浅 野 喜 高 君	都市建設課長	蜂 谷 俊 一 君
教 育 長	上 野 忠 弘 君	上下水道課長	熊 谷 実 君
代表監査委員	櫻 井 貴 子 君	会 計 管 理 者 兼 会 計 課 長	三 浦 伸 博 君
総 務 課 長	後 藤 良 春 君	教育総務課長	小 川 晃 君
まちづくり 政 策 課 長	千 葉 正 義 君	生涯学習課長	櫻 井 和 彦 君
財 政 課 長	千 坂 俊 範 君	総 務 課 危 機 対 策 室 長	蜂 谷 祐 士 君
税 務 課 長	千 葉 喜 一 君	税 務 課 徴 収 対 策 室 長	遠 藤 秀 一 君
町民生活課長	村 田 良 昭 君	農 業 委 員 会 事 務 局 長	大 塚 弘 志 君
子育て支援 課 長	内 海 義 春 君	公 民 館 長	阿 部 昭 子 君
保健福祉課長	櫻 井 修 一 君		

事務局出席者

議会事務局長	浅 野 義 則	主 事	渡 邊 直 人
次 長	野 田 美 沙 子		

---

---

議事日程〔別紙〕

---

本日の会議に付した事件〔日程と同じ〕

---

---

議 長 (馬場久雄君)

それでは、皆さん、おはようございます。

まだ定刻前ではありますが、皆さん全員おそろいでありますので、ただいまから本会議を再開します。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

---

日程第1「会議録署名議員の指名」

議 長 (馬場久雄君)

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、1番千坂博行君及び2番今野信一君を指名します。

---

日程第2「一般質問」

議 長 (馬場久雄君)

日程第2、一般質問を行います。

本日の一般質問者は6名の予定になっております。

順番に発言を許します。

3番犬飼克子さん。

3 番 (犬飼克子君)

通告に従いまして質問させていただきます。

初めに、小型家電のリサイクルについてであります。

小型家電には鉄や銅などのほかに希少な資源、レアメタルが含まれています。平成25年4月に使用済み小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律、小型家電リサイクル法が施行され、環境への負荷を抑えて貴重な資源を回収する取り組みは国レベルで進められております。この法律に基づき、公共施設に小型家電回収ボックスを設置し、貴重な有用金属資源を回収するリサイクル事業を実施する自治体が全国的にふえております。本町では役場庁舎1カ所のみとなっておりますが、杜の丘出張所やまほ

ろばホール、教育ふれあいセンターなどをふくめ公共施設に設置されれば町民の皆様が身近な場所で無料で安心して気軽に投入できることになり、結果として町民サービスの向上にもつながるのではないかと考えます。

本町において、リサイクル事業を促進させるべきと考えますが、所見をお伺いいたします。

議 長 （馬場久雄君）

答弁を求めます。町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

おはようございます。きょうもよろしく申し上げます。

それでは、ただいまの犬飼議員のご質問にお答えをします。

小型家電リサイクルに関しましては、当町を含む黒川圏域3町村では平成27年4月から開始しておりまして、各家庭から燃えないごみとして各町村のごみ集積所に出され、黒川地域行政事務組合環境管理センターへ収集運搬されたものと、あとは環境管理センターに搬入された粗大ごみの2種類のごみの中から環境管理センターにおきまして職員の手作業により小型家電リサイクルの対象物を選別して、国から認定を受けた事業者へ処理を委託し引き渡すピックアップ回収の形でこれら使用済み小型家電に含まれる金属類の再資源化に取り組んでおります。

また、このほかに当町では不要になった小型家電に含まれるリサイクル材を東京オリンピック・パラリンピックの際のメダルの原料として活用するみんなのメダルプロジェクトに参加をして、平成29年9月から役場庁舎の総合案内窓口の横に専用回収ボックスを設置して携帯電話とスマートフォンの回収を行っております。

ご質問のありました町の公共施設に回収ボックスを設置して、使用済み小型家電の回収を行うボックス回収によるリサイクル事業の促進につきましては、回収ボックスの設置や処理業者への収集運搬経費など費用の問題、黒川地域行政事務組合及び構成町村との協議、また回収ボックスの管理や回収体制を含めた町内の各施設の協議調整などが必要になっております。このことから、公共施設への回収ボックス設置による小型家電リサイクルの実施につきましては、既に実施している自治体の取り組み状況等を調査し実施に向けた事業手法を今後検討してまいりたいと考えております。以上です。

議 長 (馬場久雄君)

3 番犬飼克子さん。

3 番 (犬飼克子君)

ただいまの回答の中に実施に向けた事業手法を今後検討してまいりたいと考えているということで、満額の回答と受けとめさせていただきまして、再質問させていただきます。

さて、大和町では役場1階、会計課横のカウンターの上に使用済み小型家電の回収箱を設置しております。回答書にもありましたが、これは使用済み小型家電から回収した貴金属でメダルをつくるという趣旨のもと、東京オリンピック・パラリンピックの組織委員会が主催する都市鉱山からつくるみんなのメダルプロジェクトに本町も参加しているということですが、これも評価をさせていただきたいと思います。本町の小型家電の回収対象は18種類となっておりますが、余りにも箱が小さいので携帯しか入らないですね。パソコンなどは入りません。しかも、目立たないの気づいている人も少ないと思います。私も今回初めてこの質問するに当たりあったことがわかりました。使用済み小型家電に含まれる金・銀・銅・鉄・アルミといった貴金属やレアメタル、希少金属などの貴重な資源を有効活用するとともにごみの減量化を促進し、不法投棄の抑制などにもなると思います。既に実施している自治体の取り組み状況を調査していくということでしたので、ここで利府町の取り組みについて少し紹介をさせていただきます。

利府町では回収ボックスは町の役場を含めて7カ所に設置をされております。投入できる家電は縦15センチメートル、横30センチメートル未満の大きさで、携帯電話やデジタルカメラなど14種類が対象となっております。大和町でも町民の皆様のご理解とご協力をお願いする意味でもこの回収していることのアピールが必要と思うので、さらなる周知をどのように考えているかお聞きいたします。

議 長 (馬場久雄君)

町長浅野 元君。

町 長 (浅野 元君)

満額回答とご理解いただいたということで、その辺についてはいろいろ見解の相違もあるかと思えます。

みんなのメダルプロジェクトにつきましては、おっしゃったとおりメダル、東京オリンピックのメダルの目的がそういう目的のプロジェクトに参加をしておりますので、それでやっております。それで、集めるものにつきましては電話、携帯電話、スマートフォンということでしておりますので、ボックスが小さいといいますかそういった形になっている状況があります。目立たないというか、その辺につきましてはもう少し目立つところにとかあとはポスター張るとかという方法があるかと思ひまして、工夫はしなければならないと思ひています。

他町村でもやっておられるのは我々もいろいろ聞いているといひますかいろいろ調べたりしておりますけれども、おっしゃるとおり、小型家電といひながら結構大きさがいろいろ小型の中でも大きいものとかそういったものがあつたりする中で、回収についてはご苦労があるようでごひます。利府さんが15から30という中でやっているとすけれども、場合によっては大きなものが無理やり突っ込まれていたり何かということがあつて、回収の見た目が悪いとかそんなこともあつたりということでありますので、課題としていろいろあると思ひています。今町では黒川行政といひますか収集でやっている中ではありますけれども、そういった中でやっておつて、不十分な部分があるというご意見なんだと思ひていますので、その辺につきましてはさつき言ひましたそういったいろいろなケースがあつて、そして置く場所とかそういったことによつて大きさの問題とかいろいろ研究する部分がまだまだあるんだろうと思ひておりますので、そういったことをいろいろほかのまねをするわけではないんですけれども、独自のものでやっていくということが必要なんですけれども、そういったものを見ながら今後の対応をいろいろ考えてまいりたいと思ひております。

議 長 （馬場久雄君）

犬飼克子さん。

3 番 （犬飼克子君）

本町では3 R活動の推進など町民課のところにはありましたが、3 R活動の推進などごみの減量や資源の有効活用の復旧活動を普及啓発を行つておりますが、この3 R、リデュース、ごみを減らす、リユースを繰り返し使う、リサイクル、もう一度資源にとこの3 Rの活動の推進をされておりますが、推進の状況を町長はどのように評価されているでしょうか。



議長（馬場久雄君）

町長浅野 元君。

町長（浅野 元君）

3 R活動については大和町ということだけではなく日本全国で一生懸命やって取り組んで、資源の再活用と申しますかそういうことで大切な活動と思っております。これは町でやっておりますし、黒川行政収集焼却処分をしているわけですが、そちらでも力を入れてやっておるところです。今回、新しい炉ができました。24時間体制の炉ではありますけれども、あれをつくるに当たってもそういった資源の再利用化と申しますかそういったこと、あるいは細分化言いますかそういったものについても取り組みをやるということもプラスになって補助などももらっている経緯もございます。したがって、黒川行政でも各町村と連携をとりながらそういった何割減らしましょうとか、あるいは事務系のごみを再利用しましょうとか、そういった活動もやっていると申しております。大分浸透しているとかその考え方にはなっていると思っておりますが、ごみの分別作業等々を実際見てみますと、まだまだその中にはそういったものも入っているケースもまだ散見されておる状況があります。したがって、大分皆さんの意識は高まってきているという思いはある中ではあります。なおそういったことはもっともっとやっていかなければならない。また、町民の一人として一人分別、自分もやっていかなければならないという考えを持っております。

議長（馬場久雄君）

犬飼克子さん。

3 番（犬飼克子君）

3 R活動をさらに推進していくという意識も向上しているというお話でしたけれども、リサイクルの家電の回収場所も役場1カ所だけではなく、この役場1カ所ももしか目立たなくて目立つように他市町ではのぼりを立ててアピールをしておりますが、この点も検討していただきたいと思っております。また、杜の丘の出張所とかまほろばホール、ふれあいセンターなどの設置の検討も必要と考えますが、例えばイベントのときにあわせて小型家電も回収している自治体もあります。栗原市では公共施設のほかに栗原市内のイオンスーパーセンター、またおてんとさんにも設置をしております。ま

た、市民祭りでパソコンや携帯電話の回収も行っております。小型家電の回収の目的は金属資源のリサイクルであり、またごみの減量であります。あわせて町民サービスの向上でもあると思います。公共施設に設置した場合、土日や祝祭日は利用できないので、イベントでの取り組みも検討してみるのも一つの方法と考えます。例えば、本町であればまほろば祭りとかのイベントのときに小型家電の回収もあわせて収集するのもいいのではないかと考えますが、この点はいかがでしょうか。

議 長 （馬場久雄君）

町長、浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

回収につきましては、これは行政だけではなく企業さんのご協力、お店とかそういったご協力とかそういったこともいただくということは大切なことだと思っております。また、今ご提案にありましたイベントでということ、今まほろば夏祭りではごみの分別を皆さんボランティアの方々にご協力をいただきながらあいった形でやっておりますけれども、小型家電の収集というところまではやっておらない現状です。一つの方法だと思いますけれども、どういうものがどういうふうに集まってくるのかそういったこともありますので、そういったことの実績があるとすればそういったものの経過とかもいろいろ調べてみたいと思いますが、祭りとかイベントの中でやる方法も方法の一つとしては考えられるのではないかとはいえます。

議 長 （馬場久雄君）

犬飼克子さん。

3 番 （犬飼克子君）

小型家電の回収は2013年4月に施行された小型家電リサイクル法に基づいて既に各地で実施されておまして、2016年4月時点では1,219の市区町村が導入し、全自治体の70%にのぼります。東京大会をきっかけに都市鉱山を活用する機運を盛り上げて、循環型社会の実現へ本町もさらなる取り組みを進めるべきと考えますが、この点についてはいかがでしょうか。

議 長 （馬場久雄君）

町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

小型家電の回収というのは町でもやっているわけです、もう既に回収という形で。そういう形で全体的なものはやっている中で、もっと利便性を上げる、そういった形の提案だと思っております。先ほどオリンピックという形のもので今やっているということ、あとほかさんでもやっているということがありますのでいろいろ研究をしてということをお願いしました。場所の問題とか、あるいは企業といえますか事業所に置くとすればそういったご協力をいただくとか、そういったことについての研究をしてそういったものができるところからやるということは大切だと思っております。今も取り組んでおりますけれども、さらなる取り組みということだと思っておりますので、そういったことについてはこれでいいと思っているわけではございませんので、いろいろな方法を考えてまいりたいと思っておりますし、ご意見も頂戴したいと思っております。

議 長 （馬場久雄君）

犬飼克子さん。

3 番 （犬飼克子君）

今後も小型家電に含まれるレアメタル、希少金属の再利用を促進するためのさらなる取り組みを推進して、ごみの減量化に努めることを期待いたしまして次の質問に移らせていただきます。

2点目の医療用ウィッグ（かつら）の、あと乳房補整具購入費用助成についてであります。我が国では1年間に約3万5,000人の女性が乳がんと診断されております。これは、胃がん、大腸がんと並んで女性に最も多いがんの一つであります。乳がんの特徴は40から50歳代の女性に特に多く見られます。例えば、45歳から49歳の女性で胃がんと診断されるのは1年間で3,000人に1人なのに対して、乳がんは1,000人に1人と約3倍のリスクがあります。40から50歳の乳がんの発生率はこの20年間で2倍に増加しております。一方、乳がんで亡くなる女性は1年間に1万人で、40から50歳代の女性におけるがん死亡率の23%を占めており、この年代の女性にとって最も多いがんの死亡原因となっております。助かったとしても、乳房を失ったりほかの臓器を失い術後の生活が非常に不便になります。乳がんで乳房を失った人は肉

体的にも精神的にもダメージを受ける上、家族もその影響を受けます。医療用ウィッグには健康保険が使えない上、確定申告の際の医療費控除の対象でもありません。しかし、乳がんの患者数がふえており、乳がん以外の抗がん剤治療を受ける人も多くなっております。

このような状況を受けて、医療用ウィッグ（かつら）の購入費に助成金制度を設ける自治体がふえております。この点を踏まえ、以下の2点についてお伺いいたします。

1点目に、がんの治療をした人の社会参加を応援するためにウィッグ（かつら）の助成をしてはいかがでしょうか。

2点目に、乳房補整具、乳がん術後の方のための下着や補整パッドのことですが、この乳房補整具の購入費を助成してはいかがでしょうか。

議 長 （馬場久雄君）

答弁を求めます。町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

医療用ウィッグ、また乳房補整具購入費用助成ということをございました。日本では乳がんの増加、乳がんが増加しておりまして、乳がんで亡くなる女性は2013年に1万3,000人を超えまして35年前と比べると3倍以上になっております。厚生労働省が発表しました人口動態統計によりますと、2017年の乳がんによります死亡者につきましては1万4,285人、これは予測数女性ということで女性についてということをございますが、1万4,285人と残念ながら増加し続けております。女性の30歳から64歳までの死亡率トップが乳がんとなっております、年齢別に見た場合、胃がんや肺がん、大腸がんのように年齢が高まるとともにふえるがんとは異なり、乳がんは30代から増加し始め40代後半から50代前半にピークを迎えるようでございます。比較的若い世代で多くなっていますので、若いときから関心を持つことが大切となることから、各種がん検診、がん検診受診率向上事業及び普及啓発に取り組んでおります。

1 要旨目のウィッグ（かつら）購入費助成につきましては、乳がんに限らず抗がん剤治療により脱毛することは精神的、肉体的にも負担となり、就労や社会参加に支障が出る恐れがございます。治療後の早期社会復帰の一助となる医療用ウィッグにつきましては、規格はさまざまですが、いずれも高額であることから金銭的な負担

が大きいことがうかがえます。2 要旨目の乳房補整具の購入助成につきましても、失った乳房を取り戻す方法としての補整具、人工乳房、再建術の法があり、医療用ウィッグ（かつら）と同様に高額な負担となっております。

このことから、医療用ウィッグ、かつらですが、ウィッグ及び乳房補整具の購入助成につきましても導入に向けた検討をしてみたいと思います。以上です。

議 長 （馬場久雄君）

3 番犬飼克子さん。

3 番 （犬飼克子君）

これも導入に向けた検討をしてみたいと思います、これも満額回答と勝手に受けとめて前に進めさせていただきたいと思います。前向きな回答と捉えまして、前に進めさせていただきまします。

抗がん剤により脱毛で悩む方もいます。県と市町村はがん患者の就労や社会参加を応援するために医療用ウィッグの購入費用を助成していますが、現在助成制度のある市町村はどんどんふえております。今後導入を検討している市町もあります。町では導入している市町村を把握しているかどうかをお聞きしたいと思います。

議 長 （馬場久雄君）

町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

把握と申しますか、全国的なことではないのですが、県内、仙台市とか石巻、名取、栗原、東松島、涌谷、美里、川崎、大衡、この間富谷さんで新聞に出ましたけれども、そういったことについてはそういった把握はしております。

議 長 （馬場久雄君）

犬飼克子さん。

3 番 （犬飼克子君）

治療によって髪の毛が抜けたりすることは特に女性にとっては精神的な苦痛が強く、外出をためらったり就労についての影響になります。医療用ウィッグの購入経費に

ついて本町もスピード感を持って助成を実施すべきと考えますが、もし実現するとすればいつごろをめどに考えているかをお聞きしたいと思います。

議 長 (馬場久雄君)  
町長浅野 元君。

町 長 (浅野 元君)  
いつごろと言われましてもあれですけれども、できるだけ早く導入に向けた検討を今しておりますので進めてまいりたいと思います。

議 長 (馬場久雄君)  
犬飼克子さん。

3 番 (犬飼克子君)

できるだけ早く検討をしていくということなので、進めていただきたいと思います。現在日本では2人に1人ががんにかかる時代になっております。治療だけではなく術後の生活の質まで配慮する時代になってきております。残念なことに、先輩議員がお亡くなりになってしまいました。本当のがんに冒されて残念であります。がんには罹患されて外見が大きく変化してしまった患者さんが脱毛を隠すためのウィッグや顔色をよくするための化粧など、外見に関する悩み相談に対応することで特に女性の社会復帰に向けて力になると思います。がん治療に伴う外見変化に対処し、患者の方が自分らしく生活できるように支援することはとても重要だと思います。国立がん研究センターが抗がん剤治療に伴う身体症状の苦痛度を調査した結果があるんですが、女性では薬の副作用による苦痛よりも頭皮や髪の毛とかまつ毛の脱毛、また爪の変色など外見にかかわるものが上位にありました。がん治療の副作用として生じる外見の変化は治療や就労などへの意欲を低下させ、また、社会生活を送る上でも精神的な不安となるため女性の外見ケアはとても重要と考えますが、どのように町長は受けとめられますか。

議 長 (馬場久雄君)  
町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

おっしゃるとおりだと思っております、そういったことについてはなられた方については大変な心労とかそういったこともあるでしょうし、大変な状況だと思っております。そういったケアというのは大切なことだと思います。

議 長 （馬場久雄君）

犬飼克子さん。

3 番 （犬飼克子君）

昔から髪は女の命と言われておりますが、脱毛はショックがすごく大きいです。しかし、医療用ウィッグは保険の対象になっていません。また、ファッション用とは構造が似ているんですけれども、肌に優しい素材を使って、またさらに軽いものが多いそうであります。価格は数万円から80万円となかなか差が大きいところであります。がん治療の副作用等で社会生活上ウィッグが必要な患者さんに対して社会復帰を支えるためにも高額な医療用ウィッグの購入時の助成が必要と考えます。早急な導入を検討していただくことを期待いたしまして、次の質問に移ります。

2つ目の乳房補整具についてであります。日本では1年間に約3万5,000人の女性が乳がんになり、そのうち亡くなる方は1万人います。乳がんになった人の4人に1人は亡くなると言われております。ここに町の集団検診のデータがあります。町の受診率なんですけれども、乳がんに関しまして平成27年は14%、町の実施分に関しまして14%の方が乳がんの検診をしまして、平成28年は23.2%、約10%近く検診がふえております。平成29年は少し減りまして23%から22.3%の方が検診を受けております。助かったとしましても、乳房を失ったり術後の生活が非常に不便になったり乳がんが乳房を失った人は肉体的にも精神的にもダメージを受けます。先ほどお話しされていまして石巻とか栗原市では既に昨年よりがん患者の皆様がいきいきと社会で活躍できるように医療用ウィッグが上限3万円、乳房補整具は胸の補正具の右側が2万円、左側が2万円と購入費の一部助成をしております。もし、本町で実現するのであれば、どれぐらいの予算を考えているかをお聞きいたします。

議 長 （馬場久雄君）

町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

どのぐらいのということですが、先ほど各市町村、そういった実績といますかそういったものも見ておるところでございます。そういったことも踏まえながらということで、今まだまだ幾らという金額の決定というかそこまでの段階ではございませんが、そういったことを参考にさせていただきながら考えていきたいと思っております。

議 長 （馬場久雄君）

犬飼克子さん。

3 番 （犬飼克子君）

ぜひほかの市町村を参考に進めていただきたいと思います。10月は乳がん撲滅月間になっておりまして、ピンクリボン月間になっております。そのピンクリボン月間にちなみましてピンクのスーツをまとってまいりました。ピンクリボン活動とはということで、乳がんの正しい知識を広めるための運動であります。日本とアメリカの乳がんの罹患率、死亡率についての資料があるんですけども、2015年の厚生労働省の報告によりますと、日本国内死因の第1位は悪性新生物、がんではありますが、女性の主要部位別の罹患率は乳房が1番になっております。死亡数は1万3,240人、毎年5万人から6万人が乳がんにかかっている、約1万人の方が乳がんによって亡くなっています。乳がんにかかる人の割合は約50年前は50人に1人でしたが、20年前には20人に1人、現在は11人に1人が乳がんにかかる。大きく増加をしております。これに伴い、乳がんによって死亡する女性の割合も30%と年々増加の傾向にあります。日本の女性の乳がんの罹患率がふえた原因の一つが食生活の欧米化と言われております。一方、アメリカのがん協会によりますとアメリカ国内の乳がん罹患率の公式統計、2013年には浸潤性乳がん罹患数は23万2,000人、23万人の方が乳がんになって乳がんによる死亡者は3万9,620人だそうです。約8人に1人がアメリカでは乳がんを生涯の間に発生すると発表しております。日本も近いうちに8人に1人ぐらいの割合まで増加するのではないかとと言われております。乳がんによる死亡率が高い傾向にあったアメリカでは国を挙げて乳がんに対する啓発とマンモグラフィーを用いた集団検診を推進して、早期発見により50歳以上の女性の乳がんの死亡率が20から25%減少したそうであります。しかし、日本では乳がんに対する関心や知識がアメリカほど浸透しておらず、定期検診に行かない。2割の人しか行っていないんですね、定



期検診も。また、しこりなどの自覚症状が出てからようやく検査を受けたり病院を受診する人が多い傾向にあります。検診が浸透しているアメリカに比べて早期発見の割合が低くなってしまいう可能性があります。乳がんは早期発見できれば完治は十分に可能な病気です。定期検診やセルフチェックで大事な命を守らないといけないと思います。

そして、このピンクリボン活動とは、ピンクリボン月間と言っているところもあるんですけども、ピンクリボン活動は乳がんの正しい知識を広める乳がん検診の早期受診の推進など乳がんをより多くの人に理解してもらうための活動を言います。ピンクリボン活動の始まりについては諸説ありますが、1980年のアメリカで乳がん若くして亡くなった女性のお母さんが残された家族と一緒に乳がんが家族を失う悲しみを繰り返さないようにとの願いを込めてピンクのリボンをつくったというのが始まりと言われております。2000年にはニューヨークの化粧品会社のエスティローダーグループという主催するキャンペーンでピンクのイルミネーションをしたことがスタートになっています。世界50カ国以上の歴史的建造物や著名なランドマークをピンクにライトアップしています。日本でも東京タワー、2016年、おとしですか。2016年、日本でも東京タワー、東京スカイツリー、清水寺、姫路城にピンク色にライトアップをしたのを記憶しております。

そこで3つ提案をさせていただきたいと思います。

1つ目に、検診でさらなる検診の受診率をアップを呼びかけていただきたいと思っております。

2つ目は、セルフチェックについて自分でチェックをする。この保健師の指導の徹底をお願いしたいと思っております。

3つ目に、10月のピンクリボン運動、役場の庁舎にのぼりを立てているところが、市町村があります。ぜひ大和町におきましても乳がん撲滅の訴える意味でも目で、視覚で訴える意味でも役場庁舎にピンクリボン運動ののぼりを立てて運動していただければいいでしょうか。この3点について伺いをいたします。

議長 (馬場久雄君)

町長浅野 元君。

町長 (浅野 元君)

受診率のアップということですが、アメリカのほうが受診率高いんですね。私は日

本のほうが高いと今まで勝手に思っていたので、意外といったらあれですけども。そうなんですか。

受診率、検診アップということにつきましては町でもクーポンを配るとかそういった形で年代的なものとかそういったものにつきましても特に強調するといえますか。検診についてそういった注意年代といえますか、そういったところについては注意をしたりしてやっておりますし、あと受けていない人については再度受けるようにというPRといえますかお願いといえますか、そういったこともやっているところでございます。セルフチェックというのにつきましては、これは健康診断等で保健師さんが多分女性の方にこういう形でというふうにやると思って、今も多分やっているとは思っておりますけれども、その辺につきましては皆さん、町としても今以上にやっていくといえますかそれは保健課のほうでも自覚していると思っております。

ピンクのあれですか、月間ということですね。全て自覚を促すといえますか、検診につきましても自分で、結局自分で行くという気持ちにならなければならないということだと思っておりますし、またその自己診断にしてもそのとおりだと思っております。ですから、いろいろな方法での自覚、自覚といえますか必要性といえますか、怖さという言い方もおかしいんですが、そういったことを皆に理解してもらう。そしてそのことに対してそういったことにならないようにやっていこうという全てがトータルされた運動だと思っておりますので、そういったことにつきましては町の健康の、乳がんだけではないんですけども、そういったものを今検診等々受診率のアップということでいろいろな活動をしておりますので、そういったものを進める中でそれが乳がんとかそういったものにつながっていくと思っておりますので、乳がんはもちろん一番多いということですが、全ての検診を上げるという活動の中で工夫していきたいと思えます。

議長 (馬場久雄君)

犬飼克子さん。

3番 (犬飼克子君)

乳がんは早期に発見すれば治癒率の高いがんであります。乳房補整具の購入に助成をしていただいて、さらにがん患者に関する理解が深められて、患者さんが円滑な社会生活を営むことができる社会環境の整備ができることをご期待申し上げたいと

思います。

最後に、町長の総括のお話をお聞きいたしまして質問を終わらせていただきます。

議 長 (馬場久雄君)

町長浅野 元君。

町 長 (浅野 元君)

健康、がん、乳がんという形で以下そういうのあるわけですけども、健康というのは大切だと思っております。そのために今検診とかそういったものが進んでいるわけでございますし、がんにつきましては特に早期発見というのが何よりも第一の治療に近づく方法だと思っております。したがって、先ほども言いましたけれども、そういった検診を上げるといいますか検診率を上げる、あるいはみんなに受けてもらえるような体制の構築といえますかそういったものをこれからもしっかりやってまいりたいと思っております。以上です。

議 長 (馬場久雄君)

以上で、犬飼克子さんの一般質問を終わります。

続きまして、10番今野善行君。

1 0 番 (今野善行君)

改めまして、おはようございます。

それでは、通告に従いまして2件4要旨、質問をさせていただきたいと思えます。

最初に、森林経営管理制度の対応についてであります。

国は林業の成長産業化の実現と森林資源の適正な管理の両立を図るため、森林所有者の経営管理権を市町村が仲介して民間事業者に委託することを旨とした森林経営管理法が平成30年5月25日に成立し、平成31年4月1日から施行される。この森林経営管理制度は経営管理が行われていない森林について、町が仲介役となり森林所有者の経営管理を町が受託し、林業経営者に再委託を行うものであります。この法律の施行に関連しお伺いをしたいと思います。

1点目ではありますが、この法律の施行を受け、町では所有者への経営管理に関する意向調査の実施、その結果に基づく経営管理権集積計画の策定が必要になってまいります。その体制整備が必要になると思いますが、どのようにお考えになっている

のか。

2点目、本町は森林が約7割、70%を占めておりますが、この制度を活用しみやぎ森と緑の県民条例基本計画との連携も踏まえ積極的に取り組み、地域の活性化や森林の多面的機能発揮を促進すべきだ。

以上、2点お伺いしたいと思います。

議 長 （馬場久雄君）

答弁を求めます。町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

それでは、森林経営管理制度への対応についてのご質問でございます。

森林経営管理制度につきましては、平成30年5月25日に森林経営管理法が成立しまして、平成31年4月1日から施行されるものでございます。経営管理が行われていない森林、これは私有、個人の人工林でございますが、につきまして町が仲介役となって森林所有者と経営管理をつなぐシステムを構築し、新たな担い手を探し出す制度でございます。平成30年度税制改正の大綱、これは平成29年12月22日に閣議決定しておりますが、この大綱によりまして平成31年度の税制改正で創設されます仮称でございますが森林環境税と、これも仮称であります森林環境贈与税はパリ協定の枠組みのもとで我が国の温室効果ガス排出削減目標の達成や災害防止等を図り、森林整備等に必要な地方財源の安定的な確保及び森林経営管理法を踏まえ創設されるものでございまして、その森林環境税は平成36年度から国税として国民1人当たり年間1,000円を徴収するものでございます。一方、森林環境贈与税につきましては森林経営管理制度の施行によりその財源として平成31年度から市町村に充当されるものであります。国は平成35年度までの間におきます贈与財源につきましては贈与税等特別会計における借入金で対応することとしております。

新たな森林管理システムに期待される効果といたしましては、市町村において林業経営が可能であるにもかかわらず経営管理されずに放置されていた森林が経済ベースで活用され、地域経済の活性化に寄与、また間伐手入れ手おくれ林の解消や伐採後の再造林が促進されて土砂災害等の発生リスクが低減し、地域住民の安全安心に寄与される。また、森林の所有者におきましては市町村が介在してくれることにより長期的に安心して所有森林を任せられ、所有森林からの収益の確保が期待できる。また、地域の林業経営者におきましては多数の所有者と長期かつ一括した契約が可

能となり、経営規模や雇用の安定拡大につながるなどが挙げられます。

この法律の施行を受けて市町村が行う主な業務といたしましては、地域の実情を踏まえた意向調査対象区域の設定を行い、地域の協力により意向調査を実施し、森林所有者から市町村へ経営管理を委託する希望があった場合には所有者との合意のもとで経営管理権集積計画を策定することになります。宮城県では業務にかかわるガイドラインの素案を8月中旬にまとめ、12月に作成・通知されることになっておりますが、町の実施体制整備につきましては6月29日に制定された仙台地方振興事務所管内の市町村で組織します宮城県森林経営管理制度仙台圏域推進会議において情報の共有を行いながら今後検討してまいりたいと考えております。

次に、みやぎ森と緑の県民条例基本計画、これは新みやぎ森林林業の将来ビジョンでございますが、につきましては平成30年4月に施行されたみやぎ森と緑の県民条例第24条に基づきます森林づくり並びに林業及び木材産業の振興に関する基本的な計画として位置づけ、平成30年度を初年度とし平成39年度を目標年度とする10カ年計画で県が策定したものでございます。重点プロジェクトとしまして、新たな素材需給システムと木材需要創出、2番目に主伐、再生林による資源の循環利用、3番目には経営能力のすぐれた経営者の育成、新規就業者の確保、4番目には地域産業間連携による地域資源の活用、5番目には海岸防災林の活用等による震災の教訓伝承と交流人口の拡大、この5つを設定して国・市町村・森林林業木材産業関係者はもとより、県民や企業、ボランティア団体など多様な主体の協力を得ながら推進していくものでございます。森林経営管理制度と連携も踏まえた取り組みにつきましては、関係機関と協議を行いながら検討してまいりたいと考えておるところでございます。以上です。

議 長 （馬場久雄君）

今野善行君。

1 0 番 （今野善行君）

前向きなご回答をいただいかと思います。今後検討していくということですので、そういう意味で非常に前向きな回答をいただいたと思っております。

そこで二、三再質問をさせていただきたいと思うんでありますが、ご答弁にありました対象森林でありますけれども、これは私有の人工林ということであります。まず、町内の私有の人工林、どの程度の面積、あるいはその林業者と言いますか所有

者でしょうか、その状況がお分かりになればお願いしたいと思います。

議 長 (馬場久雄君)  
町長浅野 元君。

町 長 (浅野 元君)  
その面積等につきましては担当課長からお答えします。

議 長 (馬場久雄君)  
産業振興課長文屋隆義君。

産業振興課長 (文屋隆義君)

それでは、今野議員さんのご質問にお答えいたします。まず、大和町の民有林、これにつきましてはまず大和町内で全体の森林面積の合計なんですけれども、合計で1万6,406ヘクタールございます。そのうち、私有林につきましては9,961ヘクタール。あと、民有林として私有林と公有林というのがございますけれども、公有林につきましては1,237ヘクタールという数値なっております。以上でございます。

議 長 (馬場久雄君)  
今野善行君。

1 0 番 (今野善行君)

対象森林が私有人工林ということでありまして、今報告いただきましたように9,961ヘクタールが私有林になっているということでもありますけれども、林業者、所有者になるかと思うんですが、その人数といいますかそれはわかりますでしょうか。これは後で調べる必要があるんだろうと思いますが、それが対象になるということでございます。それから、回答の中でちょっとだけあれですが、森林環境贈与税、贈与税であります。林野庁の資料ですと森林環境譲与税になっているんですね。譲るほうの譲与税かと思えます。これ、皆さんお聞きになっている方は都度贈与税と譲与税の違いであります。譲与税ということで回答にありましたとおり、この森林環境税は財源として環境譲与税として地方に市町村、県もですけれども交付されるという仕組みになっているわけでありまして。先ほどご回答ありましたように、

平成36年からの課税が入っているとありまして、事業は31年から。ある意味、環境税の前倒しの事業が来年の4月から展開するということになっているようでもあります。そういう中で、町の町内の私有森林、特に人工林でありますけれども、これを今までもある程度管理とかがされてきたんだろうと思います。あるいは伐採も含めてされてきたんだろうと思いますが、これまで伐採とか伐採後の造林の届け出、町にすることになっているわけではありますが、町内の森林面積のうち把握できているデータで構いません。二、三年の部分でありますけれども、伐採なりあるいは伐採後の造林、どれほどの面積、あるいは件数になっているかお伺いしたいと思います。

議 長 （馬場久雄君）  
町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）  
その件につきましても課長からお答えします。

議 長 （馬場久雄君）  
産業振興課長文屋隆義君。

産業振興課長（文屋隆義君）

それでは、今野議員さんのご質問にお答えいたします。伐採届、これは過去3カ年のトータルの数値ということでご説明申し上げます。平成27年度から29年度におきましては、伐採届が大和町にいただいているものが全体で61件、面積にしまして126.4ヘクタールほどでございます。それで、内訳としましては皆伐が46件、面積が93.1ヘクタール、択伐が3件で1ヘクタール、間伐、これにつきましては12件で面積が32.3ヘクタールということで、皆伐が全体の74%を占めている状況でございます。それで、その後の造林につきましてはそちらについてはデータを持ってございませんので、ご了承いただきたいと思います。以上でございます。

議 長 （馬場久雄君）  
今野善行君。

1 0 番 （今野善行君）

町内での伐採なり間伐等も含めてある程度伐採がされていると思いますが、全体の中で1割ちょっとぐらいですか、手がかけられているといたしますかそういう森林の状況になっているのかなと思います。なぜ国でこういう先ほど答弁にありましたけれども、パリ協定のこともあるかと思うんでありますけれども、おくれの原因といいますか林業界の問題があるんだろうと思います。これは地元の話などいろいろな聞いていても、一つは路網の整備が進んでいない。そのために手入れとかそういうなかなか入れなくなっている、あるいは木材価格の長期的な低迷とか、それから森林所有者の高齢化、そういったことが農業もそうなんですけれども担い手不足の問題になっているということでございます。特に、路網の状況についてはたびたびいろいろな場面で課題になっているようでございますし、こういう整備なり担い手が一番不足の問題になっているんであります。本町における担い手の状況についてのどのように捉えておられるか。十分なのか、あるいは不足しているのか。その辺の状況、わかればお伺いしたいと思います。

議 長 （馬場久雄君）

町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

統計的に、数的に持っているものではないものですから、多い少ないというものについてのそういった方々からのお話とかそういった中のことになると思いますけれども、個人でお持ちになっている部分については大変厳しいのではないかと考えております。後継者も今お話しのとおり高齢化の問題とかそういったことも人手の問題といたしますか、後継者というか人手の問題もあろうと思っております。今森林組合等とそういったところでは非常に頑張ってもらっていると思っておりますけれども、それで十分なのかといったときにはまだまだ個人の措置の全てまでいくというのについては厳しい関係にあるのではないかと考えております。

議 長 （馬場久雄君）

今野議員、まだ質問続くようですので、ここで暫時休憩したいと思います。

暫時休憩します。休憩の時間は10分間とします。再開は11時10分からいたします。

午前10時57分 休 憩



午前11時09分 再開

議長 (馬場久雄君)

再開します。

休憩前に引き続き一般質問を行います。

10番今野善行君。

10番 (今野善行君)

そういうことで、この新たな森林管理制度スタートするということになったわけですが、これスタートするに当たって先ほど対象私有林の面積とかあるいは伐採の状況とか伺いましたけれども、今求められているもう一つ、森林台帳の整備が求められているようでございます。これもたしか31年4月から公表するとちょっと記憶しているんでありますが、この森林台帳の整備状況がどうなっているか伺いたしたいと思います。

議長 (馬場久雄君)

町長浅野 元君。

町長 (浅野 元君)

今の質問の前に、先ほどちょっとありました。森林環境贈与税、譲与税の間違いです。訂正いたしたいと思います。よろしくお願いします。

そして、今の件につきましては課長からお答えします。

議長 (馬場久雄君)

産業振興課長文屋隆義君。

産業振興課長 (文屋隆義君)

今野議員さんのご質問にお答えいたします。森林管理台帳システムの状況についてなんですけれども、昨年の29年度に県と台帳の内容がリンクと申しますかつながるようなシステムを導入いたしまして、今年度から本格的にそのシステムを今活用している状況でございます。以上でございます。

議 長 (馬場久雄君)

今野善行君。

1 0 番 (今野善行君)

ということは、ある程度県のデータと連動してその台帳として一応管理されているという理解でよろしいですか。はい、わかりました。ありがとうございます。

そういう森林台帳そのものが事業展開に当たっては必要になってくるんだろうと思いますので、その辺が整備されていけば業務には取り組めるかなと思います。この森林管理制度についてでありますけれども、これは国としては森林の林業の成長産業化というのも一つのうたい文句にしているようでありますけれども、この制度を使って森林を維持管理していく、ある意味その手法と考えられると思いますが、この取り組みに当たって森林所有者への経営管理に関する意向調査の実施、それから意向調査を踏まえた経営管理集積計画、こういうものを定めていく必要があるということでございます。さらに、その後の経営管理権の設定、あるいは経営管理権の再委託、あるいはもう一つあるのは林業経営に適さない森林の管理ということで、これを委託を受けたときに町が今度それを管理していかなければならないという事業も入ってくるということでもあります。そういう体制、やっていく上で体制整備が非常に重要になってくるのかなと思いますけれども、体制整備を先ほど取り組むに当たって検討を進めるという話でございますので、その体制整備を早目に整備していく必要があるのではないかと思います。そろそろ9月で、来月そろそろこの議会が終わったところから31年度の予算編成等に向かっていくんだろうと思いますけれども、その体制整備についてどのように今現時点でお考えになっているかお伺いしたいと思います。

議 長 (馬場久雄君)

町長浅野 元君。

町 長 (浅野 元君)

体制整備でございますが、そのとおり、そういったやらなければならないことがいろいろあるんですけれども、先ほども言いましたけれども、宮城県でガイドラインの素案をつくったのは8月でございます、12月にその作成通知という流れといたしますか今現状そうでございます。6月には組織推進会議をつくっておるところで

ございますけれども、そういったことでやる材料というのがまずそろっていないのが現状。それで、お話しのとおり、適さない部分については町こうで管理するということがあるわけでございます。そういったものを費用の問題とか、また委託する場合でもどういったものをどこまで委託してどういった費用でやるのかということ、さらには環境税というもの、森林税ですか、何て言うのですか、来るのがどのぐらいの金額で来るのか、そういったものがまだまだ見えない状況ですので、現在のところその大きな流れといいますかそういったものについては議員お話しのとおりの流れになっているところでございます。具体の部分についてはまだ検討するガイドラインがまだそういったことで今後県から出てくる状況でもありますし、そういったものについてまだ大きなつかみのレベルでしかないと思っています。それで、その件についてはおっしゃるとおりの流れにはなっているんですけども、今後そういったものについて一つ一つもう少し詰めて精査した中でやっていかないと、計画だけ進んでしまってももたがないとか、あとできないのを町が受けたときにどうするんだとか、そういったものがまだ明確でないといいますかございますので、そういったことも含めたいろいろこの協議会、振興推進会議、そういったものの中でいろいろ検討が加えられていくと思いますし、町としても検討していかなければならないと思っております。

議 長 (馬場久雄君)  
今野善行君。

1 0 番 (今野善行君)

なかなかまだ現時点で先が見えないという話ではありますが、いずれ経営管理権集積計画というのはなかなか計画の中身を見ますと、林野庁の資料なんですけど、立木の伐採、保育、木材の販売等の一連の行為、期間、金額の算定方法、そういったものも集積計画の中に盛り込まなければならないということでありまして、ある意味、専門的な知識も求められるかなと思います。そこで、国では地域林政アドバイザーという制度なんですかね、あるいは林業改良普及員というんですか、そういう専門的な職員の雇用とか委託、調査の委託とかという場合に特別交付税でそれを措置する、上限7割負担で上限額が350万円ということのようでありまして、そういった制度もあるようでございますので、最初の取り組みとしてはこういった制度を活用するのも一つの手ではないかと思っておりますので、この辺もご検討いただければと

と思いますがいかがですか。

議 長 (馬場久雄君)  
町長浅野 元君。

町 長 (浅野 元君)  
どの段階でそういった方に入ってもらえばいいのかとかもいろいろあると思います。そういうことでありますので、そういったことも含めていろいろ研究していかなければならないとは思っております。

議 長 (馬場久雄君)  
今野善行君。

1 0 番 (今野善行君)  
ぜひ体制整備をしてしっかりした流れをつくっていただければいいのかなと思います。  
それから関連しまして、先ほどありました森林環境譲与税の関係でございますが、これについて見てみますと譲与税そのものもある程度人が決められているようでございます。間伐とか人材育成、担い手確保、木材利用の促進、普及啓発等、あるいは森林整備、そういった活動事業を促すことを目的にした譲与税になっているようであります。その譲与税をうまく使っていくということが必要だと思いますし、それからもう一つはこの譲与税の関係で基金条例をつくる必要があるというのも林野庁の資料なんですかあるようであります。これも31年4月に施行できるようにという書き物がありましたが、その辺はどのようにお考えになっているかお伺いします。

議 長 (馬場久雄君)  
町長浅野 元君。

町 長 (浅野 元君)  
この譲与税の考え方、使い方といいますか使途については、お話しのとおり、今年度における事業に要する費用に充てるために留保して基金として積み立てることも積み立てる、あるいは特別会計において繰り越しをすることができるということが

あるということでございます。そういったことですので、そういった積み立てをして後年度といいますかやるということも方法の一つとしては当然考えられると思います。

議長（馬場久雄君）  
今野善行君。

10番（今野善行君）

譲与税を使う上では長期にわたる事業になるんだろうと思いますので、そういう意味では基金の設定も必要になってくるのかなと思います。その基金に譲与税の配分の考え方も出ているようでありまして、人工林の面積とそれから町の人口とそれから林業の従業者というんですか林業者、人数とかそういった案分で譲与税が来るということでございます。全体の中では9割が市町村、1割が都道府県という流れになっているようでございますが、いずれそういう計算で考えられているということは、町としても受け皿としてその基金をつくっておく、基金といいますか条例を整備して基金を受けられるようにしておくべきだろうと思いますので、これからの検討の過程の中でぜひ前向きにご検討お願いしたいと思います。

それで、2つ目の要旨の関係でございますが、これについては今までもお話しあったとおりで、ぜひこの制度、言いかえれば森林、新たな森林管理システム、これと森林環境税をうまく活用して町としてすばらしい森づくりといいますかできるようにしていただければと思います。

もう一つは、この制度を使ってぜひ町の経済の活性化という話であります。この林野庁の資料によりますと、ここ数年木材自給率が上がってきているということで、28年のデータでは35%になっているということでもあります。平成、元号が変わるかと思うんですが、平成37年度には50%の基本目標を設定しているということでもありますので、非常にこの森林環境税については期待されるところが多いんだろうと思います。そういう意味で、先ほど申し上げた基金条例の制定を早目に取り組みをお願いしたいということでもあります。

それから、そういう意味でこの木材、いわばこの事業そのものは木材の生産、それからそれこそ植林から保育、間伐とか、あと伐採してまた植林といういわば森林資源の循環型事業みたいな受けとめ方しているわけではありますが、そういう意味では森林というのはある意味永久的な資源になっていくんだろうと思いますが、その利

用も含めて今後事業展開を町としても考えていく必要があるのではないかと思いますけれども、その点について町長のお考えをお伺いしたいと思います。

議 長 (馬場久雄君)  
町長浅野 元君。

町 長 (浅野 元君)  
循環型といいますかそういう形で、要するに地元の木材を使ってという形だと思っております。そういった形で流れれば一番流れといいますか活用できればということがありますので、そういったことも今後課題として持っていかなければならないと思います。

議 長 (馬場久雄君)  
今野善行君。

1 0 番 (今野善行君)

1 件目についてはそういうことで非常に前向きに検討していくということでございますので、実現に期待をしまして1 件目の質問を終わりたいと思います。

次に、2 件目であります。空き家対策に係る条例の制定をということでございます。空き家問題について、全国的には820万戸もあると言われております。空き家が防災、衛生など地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼすことから、その対策が課題となっており、空き家等対策の推進に関する特別措置法も制定され、施行されているところでございます。

本町としての対応について、これまでも2 回ほど一般質問をさせていただきましたが、その後の対応が具体化が見えてきていない状況かなと認識しております。特に、危険空き家については危険きわまりない状況にある案件もございます。そういう中で、本町における空き家の現状をどうなっているか、あるいは把握されているか。

2 点目、空き家対策に係る本町としての条例を制定し、特に危険空き家など早急に対処すべき案件があり、解消できるよう措置すべきではないかということですが、よろしくお伺いしたいと思います。

議 長 (馬場久雄君)

答弁を求めます。町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

それでは、本町におきます空き家に係る現状でございますが、本年3月議会におきまして議員から質問を受け回答させていただいておりますが、大和町では現在134戸、吉岡地区で60戸、宮床地区で18戸、もみじヶ丘、杜の丘地区で6戸、吉田地区で16戸、鶴巣地区で18戸、落合地区16戸の合計134戸の空き家等を確認しているところでございます。なお、最初の調査から3年が経過していることでもありますことから、本年度再調査を行い現状把握に努めてまいりたいと思っております。

次に、空き家対策に係る条例の制定でございます。少子高齢化や人口減少等を背景に全国的に空き家が急増し、総務省の平成25年住宅土地統計調査によりますと、平成25年10月1日時点におきます全国の空き家総数は約820万戸にのぼりまして、全国の住宅総数の占める空き家率は13.5%と過去最高になったということでございます。また、国土交通省調査の空き家にしておく主な理由につきましては、物置として必要であるとか解体費用をかけたくないとか取り壊すと固定資産税が高くなるなどがあるとのことであります。全国の自治体では空き家管理条例の制定は進んだものの、自治体条例に基づく対応には空き家所有者の特定に固定資産税情報を利用できない、あるいは条例に基づく代執行はできないなど、限界も指摘されてきたところでございます。

このような状況を踏まえて、平成26年11月に空き家等対策の推進に関する特別措置法、特措法が成立しまして、平成27年5月に全面施行されております。県内でも仙台市、登米市、色麻町、美里町において条例を制定しております。各市町の条例を見ますと、特措法で規定しております特定空き家、そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となる恐れのある状態にあると認められる空き家等を特定空き家と言いますが、その特定空き家に対し仙台市を初め登米市、色麻町においては条例で代執行条項が規定されておりますが、美里町におきましてはその条項等はなく、実態調査、助言指導、命令、公表までとなっているところもでございます。特措法第3条には空き家等の所有者の責務について規定されております。空き家等の所有者または管理者は周辺の生活環境に悪影響を及ぼさないよう、空き家等の適切な管理に努めるものとするところでございます。基本は空き家等の所有者または管理者等が適切に管理する責任を有するものでありますが、以前議員にご指摘の吉岡地区の危険空き

家等のように、今後も同様の事案が発生することも考えられますことから、他市町村の状況を分析しながら条例化に向けた検討を行ってまいりたいとこのように考えております。以上です。

議 長 (馬場久雄君)  
今野善行君。

1 0 番 (今野善行君)

これも前向きに捉えていただいて、進めたいという話でございます。空き家の状況も前回の質問のときにお伺いしたときは130戸ということでもございましたので、ここ3年ぐらい、2年半ぐらいで4戸ほどふえているという状況で、本町内でも空き家の数がふえている現状が見えてきたと言えるかと思えます。問題は、ひとつはこういう空き家の状況、現状をこういう危険空き家がどのぐらいあるのか全く手がつけられているのか、あるいはある程度管理されているのかというそういう状態というか状況把握というのはされているのかどうかお伺いしたいと思います。

議 長 (馬場久雄君)  
町長浅野 元君。

町 長 (浅野 元君)

1軒1軒定期的に見ているという状況ではない状況だと思っています。危険と申しますかそういった情報がある場合には当然確認はとって、その危険なものについては応急の措置と申しますかそういったことは当然やるわけでございますが、定期的に回って見回りをするとかそういった管理までは行っておりません。

議 長 (馬場久雄君)  
今野善行君。

1 0 番 (今野善行君)

この空き家については確かにそういった危険空き家の問題も非常に地域住民からすれば問題になってくると思いますが、一方で空き家の活用、町としては空き家バンクもやっている中でホームページ上ではありますが、登録状況は現在8月、1件追加



されたようでございますけれども、登録されているところもあるわけでございます。そういう形で先ほど森林のほうで担い手のお話ちょっとしましたけれども、全国的にはそういう新たな新規林業とか農業もそうなんですが、就農者とかそういう人たちがふえてきているという中でこういった空き家バンクを通して活用していくという方法も一方であるのではないかと。そういう仲介なり事業との関連を持たせて空き家バンクを進めていく必要があるのかなということでもあります。

この空き家問題に対しては最初に制定されたのが埼玉県の所沢市の空き家等の適正管理に関する条例というのが最初なんだそうであります。何で今回条例の制定というふうになりましたかという、この条例の制定によって勧告に従わない場合、氏名等を公表、最終的には警察等に依頼して撤去も行えるという条例の中身にしたようでございます。そういう対応方法を示したことによって、自主的な空き家の撤去等が数段に進んだという事例があるようでございますので、ぜひそういったものを含めた空き家条例の制定を考えていただければと思います。全国的には200余りの市町村で制定されているようでございます。県内では、先ほどありましたように仙台市、登米市、それに東松島市も条例があるようであります。それから色麻町、美里町で制定している。内容はそれぞれ見させていただきましたけれども、環境美化といいますかそういう視点での条例をつくっているところもありますし、先ほどご答弁にありましたように撤去までいかないような条例の内容もあるようでございます。

今後空き家バンク、そういった兼ね合いも含めて総合的な空き家対策を推進するという観点から条例の制定の検討に当たっては空き家とか、それから空き地の活用、そういった先ほどあった適正管理も含めてのある意味もう少し裾野を広げたといいますか幅を持った総合的な条例の制定について検討されてはどうかと思うんでありますが、その点についていかがお考えでしょうか。

議 長 (馬場久雄君)

町長浅野 元君。

町 長 (浅野 元君)

条例の制定ということでございますけれども、今空き家についてはそのとおり環境整備という部分と、あとは危険な部分という部分もあって、その市町村で見方がと異なりますか制定の仕方が違うということです。代執行をするかしないかということが一つの項目になるわけですが、代執行をした実績は実際代執行の持ってい

でもなかなかないというのが現状です。何でだという問いかけると、その前に撤去があったとかそういうこともあるさることながら、代執行した場合にやってもその費用、そういったものが回収できるのかという課題、そういったものが大きなものになってきておりました、代執行をどんどんやっていると今度はやってくれるんだみたいな形になっていくという、全体の見方としてそういう意見もあるようでございます。そういったこともありますので、その制定については非常にみな慎重にといいますか考えるところだと思っています。そういった中で、幅広い条例ということで、空き地についてのお話でございました。空き地をどう使えということは難しいのかもしれませんが、空き地の管理とかそういったことについて確かに草ぼうぼうになっているとか、あるいはごみの置き場になっているとかということもあるケースもあろうかと思っておりますので、そういったものがどこまでできるかということもありますけれども、そういった含みも持たせた条例というのものなるほどなどという今聞かせていただきました。それが入れられるかどうかというのはまた別ですが、そういったことも含めての先ほど検討と申し上げましたけれども、幅広いの検討をしていきたいと思っております。

議長（馬場久雄君）  
今野善行君。

10番（今野善行君）

ある意味欲張りといえますか、あるかと思っております。ほかの条例を見させていただきますと、条例の中に所有者の合意形成を図った上で代執行するという規定を持っているところもあるようであります。その効果、難しい部分もあるのかなという気もしますけれども、あとは、例えば代執行なり、あるいは自主的にそういう危険空き家については撤去したという場合に、例えば固定資産税を3年間従来どおりにするとか、何かそういうのもあればより進むのかなと思っております。実際、この134戸の中で危険空き家がどのくらいあるのかというのは今お話あったように把握できない部分もあるようでありますけれども、いずれそういうことがあればそんな工夫もあってもいいのかなという思いもちょっとしましたので、総合的な条例の制定、ぜひ検討していただきたいと思っております。そういうことで、全体的なこの条例が制定されればある程度代執行も含めて規定の内容によってやり方が変わってくるかと思うんでありますが、そういう危険空き家については改善されていくんだろうと思っておりますので、

ぜひ前向きに進めていただければと思います。

以上で私の質問を終わります。ありがとうございました。

議長（馬場久雄君）

以上で今野善行君の一般質問を終わります。

続きまして、1番千坂博行君。

1番（千坂博行君）

それでは、通告に従い質問させていただきます。

1件目、支え合いによる地域包括ケアシステムの構築について。昨年度から始まった総合事業で地域に応じた介護予防・日常生活支援など支え合いによる地域包括ケアシステムの構築を行っております。以下についてお伺いします。

地域による進捗の度合いはあるのか。現状の成果と課題は。

2、持続可能な地域の支え合いを定着させるために地域支え合い活動推進条例を制定しては。

議長（馬場久雄君）

答弁を求めます。町長浅野 元君。

町長（浅野 元君）

それでは、支え合いによる地域包括ケアシステムの構築についてのご質問でございます。

大和町では平成29年度より社会福祉協議会に生活支援コーディネーターを配置しまして、生活支援体制整備事業を進めております。生活支援体制整備事業は、たとえ要介護状態となっても住みなれた地域でいつまでも安心して生活を続けていくために高齢者の社会参加や社会的役割を大切にしながら住民が主体となった支え合い活動を推進し、地域全体で高齢者の生活を支える地域づくりを進めていくものでございます。平成29年度におきましては、生活支援コーディネーターを中心に地域活動や社会資源の情報収集に努め、把握した支え合い活動を地域の宝として発表会を開催しました。この活動につきましては多くの住民の方に参加をしていただき、おのおのが行っています何げない活動が地域の支え合いにつながっていること、日ごろの支え合いの大切さについて気づきを得る機会となりました。また、一方で地域の

文化や風土など実情にあわせた取り組みの必要性も認識したところでございます。

次に、2要旨目の地域支え合い推進条例の制定につきましては、他の自治体で制定している条例の内容を見ますと地域包括ケアシステムの一つとして支援を必要とする高齢者、障害者などの地域全体で見守る地域支え合い活動を推進するため地域支え合い活動に関する理念や住民の役割を規定するとともに、日常的な見守り活動や災害時の避難支援にわたる自治会等に必要な情報をあらかじめ提供できるような個人情報取り扱い等を定める条例であります。このことから、制定に向けましては個人情報保護法との整合性もあり課題が多いことから、先進地の事例を参考に研究を進めてまいりたいとこのように考えております。以上です。

議 長 （馬場久雄君）

千坂博行君。

1 番 （千坂博行君）

それでは、再質問させていただきます。住民が主体となった支え合い活動を推進ということで、今までもいろいろいきいきサロンであったり敬老会などもその中に入ってくるのかなと思っております。1年間いろいろ調査して、地域のお宝として発表されたということで、その中には地区内での新聞配達による見守りであったり、健康体操だったりということだったと思っています。課題のほうでは地域での文化や風土など実情にあわせた取り組みの必要性も認識したということも書かれております。現状、行われているというのはもともと地域の方が行っていた。自然発生的に生まれた活動ということだと思います。健康体操に関しては町の取り組みがすごく大きかったとそこは思っております。その中で、実情にあわせた取り組みの必要性というところで、今後具体的な方法、または方向性というのでも構いませんが、こういうことをしていくというのがあればお答え願います。

議 長 （馬場久雄君）

町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

具体的にとということで、現在持っているわけではございませんけれども、おっしゃるとおり、今までそれぞれの地域でやってきていることがあります。その地域地

域でそういった地域の特性を持ったといいますか活動、お宝発表でもそれぞれあったわけでございますけれども、今回コーディネーターという人に入ってもらって、それで各地域を回って地域の、まだ新しい方ですので自分もその地域を知るという意味も含めていろいろ回ってもらっておるわけでございますけれども、そういった中で結局今までは地域地域ということで、あくまで地域だけであったということです。今回のお宝発見とかああいうのやったことによってこの地域ではこういうことやっているんだ、あの地域ではこういうことやっているんだというそういったものもいろいろお互いにわかり合えた部分もあったのではないかと考えております。その地域にあわせたということでもありますけれども、具体的に今これとこれをこうやってというところまでは今言える状況では、私個人としてはないのですけれども、アオキさんたちはあるかもしれない。そういったことで、そういったものを連携させるとかそういったものの掘り起こしたものをこういった皆さんで共有することによってそういったものが再活用といいますか活動に利用できるのではないかとということ等が入ってくるのではないかと思います。済みません、具体的に言えなくて申しわけないんですが。

議長（馬場久雄君）

千坂博行君。

1 番（千坂博行君）

具体的にはというお話でありました。今までもいろいろ、例えば生き生きサロンなどでもお世話役が足りないとか敬老会のほうでもお世話する方が人手不足になってきているという話在实际聞こえてきている中、1年調べたところで今後また新たな発展という意味で、要するに次の担い手がなかなかいない。もう今は60歳過ぎても仕事についておりますので、そうそう家にいるということはなかなかなくなってきているところが現状だと思います。具体的に私もどうすればいいかと言われてれば、そこは難しいところだと私も思います。

それで2件目に係るわけですが、条例の制定ということをお尋ねしていますが、地域支え合い推進条例というのは私の聞き方が悪かったと思っています。実は、本当に簡単に言えば町民参加条例というそちらの方向でパブリックコメントなり、あとは協働まちづくりの主体として今後高齢者が増加する中、町民の皆さんに意識を持ってもらうということも大事なという意味での条例策定を考えたいかが

ですかというお話でした。内容が違ってしますので、今の話について、町長、考えるところがあればお願いします。

議 長 （馬場久雄君）

町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

まず、議員お話しになっていることにつきましては結局みんなでやっという機運といいますかそういったものを町全体で盛り上げてということなのではないか。今確かに各地区でさまざまな事業を展開してもらっておりますけれども、携わる人というのにつきましては、言葉は悪いですけども高齢化といいますかそういった傾向になりつつありますし、また、仕事が忙しくてなかなか参加ができないというのが現状で、担い手といいますかやり手といいますか、携わる人についてはなかなかやる人は大変でしょうし、また人員が足りないという状況、それが各地区ある状況だと思っております。理由は別、いろいろあると思っておりますけれども、現状はそうだと思っております。そういった中で、みんなで地域を盛り上げていきましょう、地域の助け合いをしていきましょうというものを町としてこういう考えでみんなやりましょうという目標といいますかね、そういった形の条例というか考え方ということなのではないかと思っておりますけれども。確かにそういう考え方は大切なことだと思います。本来あるべきのがないと言ったらちょっとまたおかしな話になりますけれども、どうしても現状がそういうことになっていますので、改めて一緒にやっという、力をあわせていこうという条例で考え方を示すということです。そういったことが条例という形がいいのかいろいろあると思っておりますけれども、そういった気持ちを持ってすぐ考え方を一緒に取り組んでいくという姿勢というのは、これは大事だと思っておりますし大切なことだと思います。

議 長 （馬場久雄君）

千坂博行君。

1 番 （千坂博行君）

町長から今答弁いただきました。全くそのとおりだと思いますので、これからも考えていかなければならない問題だと思っております。

1 件目終わりました、2 件目に入ります。2 件目、デマンドタクシーの利用状況は、デマンドタクシー（予約型の乗り合いタクシー）はあらかじめ利用登録をした住民の方が予約に応じ乗り合わせながら自宅等から移動を可能とする公共交通サービスであり、宮床、吉田、鶴巣、落合の4 地区と中心部の吉岡地区を結ぶ相互運行をしている。以下についてお伺いします。

高校生通学回数券を販売しているが、運行時間帯から推測すると極めて限定された高校になる。運行時間帯の変更や周りの町村、大郷町、大衡村の運営バスと連携して利便性を向上すべきでは。

議 長 （馬場久雄君）

答弁を求めます。町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

それではただいまのご質問でございますが、初めにデマンドタクシーの利用状況ですが、平成28年度の本格運行から現在3年目を迎えているところでございます。登録者につきましては794人、延べ利用者につきましては平成28年度が7,061人、平成29年度が7,359人となっております。若干、298人ではありますが増加傾向となっております。まだまだ周知不足、利用者が少ないということは周知不足ということを感じておるところでありますので、今後さらなるPRに努めてまいりたいと思います。

次に、運行時間帯の変更や周りの町村の運営バスと連携し利便性を向上すべきであるにつきましては、現在の町民バス、デマンドタクシーの運行につきましては平成27年度の町民バス再編によりまして町内各地区をそれぞれ運行しております。高校生の通学回数券を初めとした回数券につきましては、町民バス、デマンドタクシーのどちらにも使用できるよう共通の回数券となっております。町内にあります県立黒川高等学校へ通学する方を対象としているものでございます。また、きのうの千坂議員さんのご質問にもお答えしておりますけれども、利府、塩竈、松島方面につきましては黒川地域内の市町村でも同様の課題を抱えておりますことから、黒川圏広域行政推進協議会の中で調査研究を進めていくこととしているところでございます。今後、さらに利用状況等を把握して大和町地域公共交通会議等で委員の皆様のご意見をいただきながら利便性の向上に努めてまいりたいと考えております。以上です。

議 長 (馬場久雄君)

それでは、ここで暫時休憩をいたします。再開は午後1時からといたします。

午前11時55分 休 憩

午後 1時00分 再 開

議 長 (馬場久雄君)

再開します。

午前中に引き続き、一般質問を行います。

1 番千坂博行君。

1 番 (千坂博行君)

それではお昼休みを挟んで再質問させていただきます。

答弁の中に、まだまだ周知不足というところがあり、さらにPRに努めてまいりたいという答弁がありました。今回、絞って高校生の通学ということでお話しさせていただいていますが、町民バス、デマンドタクシー、過去から今までどのぐらいの高校生利用されているのかなというところをおわかりでありましたら教えていただきたいと思います。

議 長 (馬場久雄君)

町長浅野 元君。

町 長 (浅野 元君)

ちょっと詳しい数字は、町民バスにつきましては詳しい数字ちょっと持っていないんですが、宮床から経由で参りますのでそのバスにつきましては今2台走っております。ですから、この部分の多くの部分が高校生の方が黒川高校まで通っているという部分が大きなウエートを占めている、町民バスについてはと思っています。それからデマンドタクシーにつきましては、現在はタクシーを使っているという状況には今ないと聞いております。前に家族の方も一緒にこっちに来られるということもあったのか、一緒に乗ってきたという利用状況はございますけれども、そういったことでデマンドタクシーを通学で多く使っているという状況ではないと思ってお



ります。

議 長 （馬場久雄君）  
千坂博行君。

1 番 （千坂博行君）

バスのほうは利用されているということで、タクシーのほうを利用されている方は過去にはいたかもしれないというお話でありました。私も知る限り鶴巣方面、地元のほうなんです、大郷町の住民バスを使って黒川高校に通われていたという生徒さん、もう社会人ですけども、知っております。大郷町の住民バスは町外から出ると町内が200円でそこから出ると300円ということで、300円払って黒川高校前まで来ていたと思われま。デマンドタクシーも300円ということで、この中には黒川高校というふうに通学する方を対象としてうたっていますので同じ300円ではありますが、高校生通学回数券といいます12枚つづりで1,000円ということになっていますので、2割ほどお得になっているという、調べてみますとそのようになっていますので、利用されるのであればうたっていますので使っていただきたいという思いがあるのですが、その辺PR不足というところもあります。言われていますので、その辺というのは周知なり問い合わせの際、書いてはいなくてもそういうところまでお知らせしていたのかどうかかわければお願いします。

議 長 （馬場久雄君）  
町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

デマンドバスにつきましてはそういうことで常にといいますかですが、タクシーについて黒川高校の方に大いにいいますか使えますということで特定のPRといえますかそういったことについてはやっていなかったと思っております。PR不足という部分についてはおっしゃるとおりであったと思えます。

議 長 （馬場久雄君）  
千坂博行君。

1 番 （千坂博行君）

次に、運行時間帯の変更ということで提案させてもらっています。例えば、利府高校に行こうとすると他の地域からといいますか吉岡、例えば吉田地区といいますかそちらから利府高校に行こうとすると大郷の物産センターからは利府高校に通じるバスが出ているんですね。例えば吉岡からこれは往復ですので交互運転ですので吉岡から鶴巢の方面に来て、開始が4地区から吉岡のほうに行くというのが7時半からなんですね。吉岡地区から4地区に行くのが6時50分、最初に吉岡のほうから周りのほうに行って、その帰り足で迎えに来るという形になっているんですが、物産館から利府高校に行くとしたら、7時25分の住民バスが出ていますのでこの5分の違いで乗れる可能性もあるということで、住民バス、大郷町の住民バスというのは時間帯が一番早いのだと6時15分から6時25分、6時35分というふうに6時の前半から半ばぐらいに動き始めている。デマンドタクシーの場合は6時50分からということで、多少ここをちょっと改善すれば利府高校にも行けるような状態。そんなにすごい時間差ではないと。あとは富谷高校に向かう場合、宮城交通のところからは7時32分発というのがあります。4地区からですと7時半からですから当然間に合わないということでありまして。ここもこの差の稼働する時間の差、例えば30分前後違ってしますのでその30分早めてもらえればそちらにも行けるという計算にはなると思うんですね。そういう意味で、郡内といろいろやって協議しながらという答弁ですが、もうちょっと変えればつながるといふところもあると私は感じていますが、それほど大々的にやるのも必要なのかもしれませんが、そこまででもないのかなと個人としては思っていますので、その辺はどうお考えでしょうか。

議 長 （馬場久雄君）

町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

今の利用形態といいますかそれにつきましては今の時間帯になっているということなんですが、高校生の方等の時間帯がちょっとずれているという形だと思います。今高校生の方も対象にしているとは言いながら、病院とかそういった送り迎えといいますか、そういったものがどちらかというとメインになってその時間帯の組み合わせ、組み合わせといいますか時間の設定がなされてきた経緯があったと思っています。高校生の方々、年によって行けば3年間は変わらないとは思いますが、そういったこともありますので、その都度その都度の見直しといいますか細やかな

そういったものができるかどうか。やったときにその後の影響といいますかそういったものがどうなるか、そういったことを検証する必要があるとは思いますが、そういった工夫といいますかそういったものはいろいろやる余地はあるとは思いますが。

議 長 （馬場久雄君）  
千坂博行君。

1 番 （千坂博行君）

今年によって行かれる高校が違うというお話もありましたが、私聞く分には逆にどこだったら行けるんだらうねという相談が来たりもしますので、年によって違うのかそれとも行けるところにしか選択肢になっていないのかということもありますので、そこは広くしていただきたいなという思いもありますし、ほかに町報などにも見ていると交通の便、高校生の通学ということも町民の方、話されていますのでその辺も含めて少し考えていただきたいなと思うところはあります。各地区のほうでは子育て支援住宅なども始まっていますので、運用が始まれば子供さん何人がおられる中で小中学生と高校生という組み合わせも当然出てくると思いますので、その中でも選択肢の中に入ってくるかとも思いますので、まず今住民の方々から言われるのは朝の通勤だけでも、通学だけでも帰りは部活動等で遅くなるので仕事帰りでも何とかなるでしょう。朝時間帯がかぶるのでなかなかそこは大変だというお話が出ていますので、この辺に関しては住民の意見を取り入れていただきたいなと思うところですが、町長のご意見を伺います。

議 長 （馬場久雄君）  
町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

どこに行けるか、時間ではなくどこに行けるか、どうやって行けるかということが課題になってということだということで、そういうことでそれは逆だらうなという思いがございませう。逆ということは、今ある状態が高校生たちの立場でなくなっているなという思いがございませう。考えたときに、今ちょっと帰りの話もあったんですけども、そういったことについても当然いろいろやった場合には行き帰りということも考えますので、そういったこともあると私などは考えておったのですが、

今お話しのとおり、朝だけでいいからいいというわけではないんですけれども、そういったいろいろな考え方があるということです。そういったいろいろなご意見参考にさせていただきながらどういったつながりができるのか、あとは大郷といえますか他町村、そういった連携そういったものがどうできるのか。毎日やっているものなのか、あるいは1日おきとかというケースも全くないわけではないと思いますので、そういったことの調べとかそういったこともいろいろ研究していきたいと思います。

議 長 （馬場久雄君）  
千坂博行君。

1 番 （千坂博行君）  
以上で私の一般質問を終わります。

議 長 （馬場久雄君）  
以上で千坂博行君の一般質問を終わります。  
次に、2番今野信一君。

2 番 （今野信一君）  
通告に従いましてきょうは1件お伺いします。

2060年の大和町について。まちは大和町まち・ひと・しごと創生総合戦略において将来の人口フレームを示しております。また、町の強みと弱みを整理し、目標達成のための戦略的な政策・施策を掲げております。将来の大和町について、その戦略をお伺いします。

1番目、2060年大和町の人口を2万6,600人と予測しておりますが、地域間での格差や地域別の3区分別人口構成はバランスのとれたものになっておるのでしょうか。

2つ目、大和町まち・ひと・しごと創生総合戦略に示してあります4つの基本目標、その中の大和町の地域づくり、地域連携を推進するを達成するための事業はどのようなもので、その成果はいかかなもののでしょうか。

3つ目、地域づくりに関しては第4次総合計画においてもみんなで進める協働のまちづくりが進められております。町長の目指す地域づくりとはどのようなものなのでしょうか。お伺いいたします。

議長（馬場久雄君）

答弁を求めます。町長浅野 元君。

町長（浅野 元君）

それでは、ただいまのご質問でございますが、初めに地域間での格差や地域別の3区分別人口構成はバランスのとれたものになっているかに関するご質問でございます。総合戦略の中での大和町の人口は平成35年度におきまして3万人を最大とし、その後緩やかに減少して2060年においては2万6,600人になると推定しております。これは国や宮城県で採用しました合計特殊出生率が2030年に1.80に、2040年には2.07に回復する場合とした考え方によって導き出されております。この2万6,600人の3区分別人口構成といたしましては、年少人口が15%、生産年齢人口が53%、老年人口が32%と予想しております。推計によります人口は出生と死亡の、生まれた人と亡くなった人の数により減少する傾向であり、社会的な人口増減や医療技術の進歩による長寿化などは加味できないためにそういった推計になりますけれども、2060年の人口構成割合は各地域におきましてほぼ大差のない状況にあると推計されております。しかし、これから10年後において全ての旧村部において老年人口が4割を超える高齢化となり、また2050年には杜の丘におきましても高齢化率が3割となることが予想されております。これらの10年、20年の先を見据え地域において全ての世代が活躍できる持続可能な地域づくりが必要になると考えております。

次に、大和町の地域づくり、地域連携を推進するを達成するための事業はどのようなもので、その成果はについてでございます。大和町まち・ひと・しごと創生総合戦略に示してあります4つの基本目標は、基本目標1、大和町の安定した雇用を創出する。2として大和町への移住定住を促進する。3として大和町における結婚、出産、子育てを支援する。4として大和町の地域づくり、地域連携を推進するとなっております。各目標におきましては目標指標を設けており、基本目標4におきましては宮城県で集計しております宮城県の観光統計概要によります大和町の観光客入り込み数として平成26年度の基準値30万525人を平成31年度において31万5,000人にするという目標であります。

具体の事業といたしましては、大和町元気発信町おこしイベント事業として大和町スポーツフェアの開催や観光等プロモーション事業の実施を掲げており、國恩記を題材とした映画「殿、利息でござる！」をきっかけに商業観光の振興事業として大

和町吉岡宿本陣案内所を設置するなど、イベントや観光を通じた交流人口の増加に努めているところであります。結果といたしまして、スポーツフェアにおきましては昨年度660人の参加、本年度は752人の参加者となり、吉岡宿本陣案内所におきましては昨年度は5,584人の入り込み数がありました。

次に、地域づくりに関しては第4次総合計画においてもみんなで進める協働のまちづくりが進められている、町長の目指す地域づくりはについてでございます。協働は住民が主体となって行政とともに公共の利益になる事業を行うことであり、行政と住民が対等の立場で連携協力し、行政とともにまちづくりを行っていくことと考えます。例えば、道路の環境整備を住民みずからが行い、行政は材料の提供や資金の提供を行っているケースや、住民みずからが必要と考えたサービスをみずから実行していくものなどがあります。そのためには、サービスを行う組織の活動に対する地区住民の理解が必要となり、住民が組合のような団体やNPO法人を設置する方法など手法もさまざまなものがあります。近年、中山間地域でイノシシの被害対策として侵入防止策の資材は町が提供しその設置と維持管理は地域が担うという事案もあり、みずからの地域をみずから守っていくということを実践していただいております。これが住民の自主性とまちづくり活動を支援していくとともに、活動を通じた町民参加を組織していきたいと考えておるところでございます。以上です。

議長 (馬場久雄君)

今野信一君。

2番 (今野信一君)

再質問させていただきます。人口問題についていろいろ今回質問するに当たりまして調べてみましたところ、最近の動向といたしまして平成27年度には2万8,308人で557名1年間でふえておりました。28年度には……。済みません。26年度で546人増の2万7,751人、平成27年度では2万8,308人で557人の増、28年度では若干増加分が減りまして378人増の2万8,686人、そして平成29年には年間で11人の増ということで2万8,697人、余り増加率がなかった。そして、ことし平成30年になりまして6月までの半年間なんです、逆にちょっと人口が減っているという状況になっておりまして、ひとつの山がそこでつくられているのかなと思いました。人口フレーム戦略の中で示されているものは35年度には3万人という形で考えておられたようなんですが、今回のこの減少について町ではどのように分析なされまして、町長はどう

いう見方をしているのかちょっとお伺いしたいんですが。

議 長 (馬場久雄君)

町長浅野 元君。

町 長 (浅野 元君)

人口の増加、そして現状ということでございますけれども、平成26年度その当時と  
いいますかどんどんふえてきたころにつきましては、企業の誘致が進んだというこ  
と、また、特に本社機能がこちらにかわったという形であって移住、こちらに転入  
する方が非常に多かったというそういった誘致の関係が大きな要因であったとは思  
っております。現在、若干プラマイちょっと減っているとかそういう状況にあります  
。このことについて企業の誘致はまだ進んでいるところではありますけれども、  
その企業の関係で本社機能ではなかったりということの移動、住所を移さないでと  
かそういったこともあるんだと思っています。これまでの伸びというのが今日本全  
国で言う考え方、考えといたしますか傾向からしたときに、ちょっとそれとは違った  
形の伸びをしたということ、これにつきましては繰り返しになりますが企業の誘致  
が一番大きな要因、さらにはそういった団地があって、そしてそういったところを  
求めてくださる方々が大勢いたということであろうと思っています。

今企業につきましてはこれからも誘致をしていくということで考えてはおりますの  
で、そういった中で人口の増加といたしますかそういったことは目指してまいりたい  
と思っておりますし、また、環境整備をしたことによって企業に来た方ではなくて  
もこちらに入ってもらおうといたしますか、そういった努力は当然やっていかなければ  
ならないと思っておるところでございます。現在、そういう状況であります。また  
人口がふえるようないろいろな努力といたしますかそういったことはやっていかな  
ければならないとも思っております。以上です。

議 長 (馬場久雄君)

今野信一君。

2 番 (今野信一君)

若干の今現在はちょっと人口が減っているような状況ですけれども、これから企業  
が来てもらってまだまだ人口が伸びる。その戦略においての35年度の3万人という

見方についての変更しようかなというそこまでの考えはないということですよね。  
お伺いします。

議 長 (馬場久雄君)  
町長浅野 元君。

町 長 (浅野 元君)  
現在その計画で進めておりますので、そこを目標にやっていきたいと思っております。

議 長 (馬場久雄君)  
今野信一君。

2 番 (今野信一君)

35年の3万人というものを目指して頑張っていくべきだと私も考えております。  
そうした後、地域別の格差というものが生じないかどうかというものがちょっと懸念されるようなところがありまして、そののところも見てみたんですが、昭和30年、平成ではなく昭和です。大和町の人口が1万9,825人だったころ、吉岡に住んでいる方は28.8%おられたようです。宮床地区では15.2%、吉田では18.8%、鶴巣では19.8%、落合では17.5%だったんですが、平成30年現在2万8,583人で見ましたところ、吉岡地区は46.6%にふえている。そして宮床地区も32.9%、吉田地区は11.3%減りまして7.5%、鶴巣地区は7.4%、落合地区は5.6%と、吉田、鶴巣、落合は10%以上の減になっておるんですが、吉岡地区にしましてももちろん宅地の造成がありましたので旧の町の部分、吉岡地区で見えますと29.3%でした。大体1%ぐらいの伸びと言いましょるか昭和30年と比べまして吉岡南、杜の丘、そちらに大和町の17.3%の方が住んでおられるような見方ができる。宮床地区にしましてもさっき32.9%と申し上げましたが、大体もみじとか杜の丘、そういったところに26.9%ということで、実際の宮床の昔ながらのところでは6%という感じになっている。そういうふうに見ると大和町の問題点ということが常日ごろから言われている地域間の格差というのが大分見てとれるのではないかと思うんです。2060年に2万6,600人という形でやるんですけれども、それがどんどん加速されていくような状態になりますと地域間の格差が本当に大変なことになるのではないかと思われるん



ですね。そこいらの数字を聞いてみて、聞いてみてと聞くまでもなく町長はいろいろ問題点であるという認識事あるごとに示されておったわけなんです、どのようにお考えになっているのでしょうか。

議 長 （馬場久雄君）

町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

いつも申し上げておりますが、大和町全体の数字では数字は上がっておりますけれども、そういった分析をした場合には課題があるということ、地区によってのばらつき、人口のアンバランス、これにつきましては今議員がお話のと通りの状況でありまして、これは大和町の大きな課題だと思っております。そういうこともありますので、今例えば子育て支援住宅を各地域に議員さんの理解をもらいながらそういったものを設置といいますかということとか、あとは親子三代についてはそういった地域の方々にそういった地域でというのかな、そういった地域の限定というかそういった形をしながらそういったバランスを少しでも図るよという事で努めておるところでございますが、さっき言った数字的なものから見るとまだまだそういったものでは足りない状況なんだろうなという思いはございます。

議 長 （馬場久雄君）

今野信一君。

2 番 （今野信一君）

本当にそこいらの問題が大きいのかなと感じます。そしてまた、吉岡というか吉岡南とかもみじとかそういったところ以外の人口が減少している地域におきましては高齢化、少子高齢化というものの波も大きいようで、6月に議会で町民との懇談会というのがありまして、鶴巣地区と落合地区のそこいらの人口をちょっと調べてみたときがあったんですが、年少人口につきましては鶴巣地区では平成27年度との比較になるんですが、8.7%の年少人口があったのが平成30年には8%とあって0.7ポイントダウンしている。生産年齢人口等にいたしましては57.8%27年にはあったのが、54.3%に減っている。老年人口のほうは33.4%あったのが37.7%ということで4.3%ふえている。落合地区にいたしましても27年度には9.5%の年少人口が8.6%に

ダウン、生産年齢人口が57.5%あったのが54%、3.5ポイントダウン、そして老年人口は33%が37.3%と4.3%のアップというふうにたった3年間なんです。老年人口のほうが1年ごとに1ポイントずつ上がっているような状況になっているということで、大変加速的な感じで大きいかなと思います。2060年というのとあと42年ですか。そういうことを考えると先ほどのお答えには4割を超えるのではないかというお話ではありましたが、それ以上の数字になってきて大変特効薬というのはなかなかないとは思いますが、今までも随分これに対する議論というものはないかと思っておりますが、なかなかそれが進まないということは大変難しいところはあるとは思いますが、そういったところで先ほど町長がおっしゃられたように子育て支援住宅ですとか、親子三代同居支援事業ですとか、移住定住子育て世帯支援事業とか、いろいろなものがあります。あと、空き家・空き店舗バンクなどもそういったようなもので活用できればなとは思いますが、そういうものがありまして戦略の中に先ほど言ったような事業というものの、子育て支援住宅はまた別としまして、入っているんですが、戦略の中、計画期間というものは27年度から31年までの5カ年ということで計画期間というものが設定されているようなんですが、それも継続されていってこの地域間の格差是正みたいなものに取り組まれていくとは思いますが、この期間、5カ年とは言っておりますが、その後も継続していくのか、それとも見直しをかけるのか、それとももっと強化していかれるのか。そこいらのお考えありましたら伺います。

議長 (馬場久雄君)

町長 浅野 元君。

町長 (浅野 元君)

まち・ひと・しごとにつきましては国からといいますかみんなで作ってやりましょうということで、それぞれの特徴ある政策をとということでつくったところがございます。基本的な第4次総合計画というものがあって、その中からまたいろいろやっているわけがございますけれども、まちづくりの方向として出したことについては決して5年間だけではなく長期的なというかその先のことも当然見越しての大きな計画ではあると思います。ですから、まち・ひと・しごとという形で残すかどうかというネーミングといいますか、そういったものについてはいろいろ国の関係も出てくるかもしれませんし、そういったことですが、考え方としてはこういっ

た考え方が今27年から始まっているわけですので、この考え方を基本としてやっていく。ただ、場合によっては内容が変われば、条件が変わればそういった見直しはきちっとしていかなければならないと思っていますので、基本的には第4次総合計画をもとにした計画のまち・ひとで参ります。ただ、さっきも言ったように状況が変わってこうかわったほうがいいということ、我々が思ったりまた議員さんが考えられることがあればそういったことは随時見直して、よりよい方向の軌道修正をしながらやっていきたいと思っておりますけれども、基本はこれでいきたいと思っております。

議 長 （馬場久雄君）  
今野信一君。

2 番 （今野信一君）

人口の流れといいましょうか、2060年に対して一極集中にならないような、そして高齢化が進むようなそういういろいろなことが目につくわけなんですけど、先ほど事業名、移住定住子育て世帯支援事業ですとか、親子三代同居支援事業、空き家・空き店舗バンク事業、そういったものでいろいろ頑張っていこうとするのはいいんですが、目標値が戦略の中で見ますと年に2件程度の設定をしているんですね。この数字で今後やっていって間に合うのか。これでそのいろいろな人口の問題とかが解消されるまでもいかないが、それでこの程度と言っては失礼ですけども、目標値がちょっと低いのではないかなと。それに対して少し上げていくようなお考えというものはございますでしょうか。

議 長 （馬場久雄君）  
町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

計画の目標値というのはこれに限らずなかなか難しいものだと思います。大きく立てれば計画的にはよくても実際がということもあったり、数値が低いといいますがそういうことをこの計画ではほかでも言われた経過があったんですけども、目標を低くしたということではなくスタートはしております。ただ、見直しがありますのでそのときにそういった数値の見直しとかそういったことは当然やっていかな

ければならないと思っております。決してその数字がいつまでもそのままということではなく、そういったもっと大きな目標で状況が全体の目標の設置の中でも足りなければ、それをどこかを上げていくとかそういうこともやらなければならないわけですので、そういった見直しは当然やっていく、いかなければならない数字だと思っております。

議 長 （馬場久雄君）

今野信一君。

2 番 （今野信一君）

ありがとうございます。人口が今後そういうふうになるということであるならば、それに対処して新たな政策を組むとか今までやっていることを少し力を入れて強化して取り組むですとか、そういった中で何とか2060年の2万6,600人というものが一極集中せずになればいいなというふうに考えます。

それで、2要旨目に移りたいと思うんですが、交流人口がふえていくのは大変いいことだなと思うんですが、先ほど町長がご答弁いただきました総合戦略のほうに書かれております第4番目の大和町の地域づくり、地域連携を推進する。戦略のほうに書かれて一番最後のページで私ちょっと疑問に思った点があったんですね。大和町の元気発信町おこしイベント事業ということで、町内外の人を問わずみなが楽しめるイベント開催ですとか、住民参加型のイベントを通して住民同士の交流や地域の一体感が高められるとともに町の魅力をPRするとそういうもので、そこでの目標値が300人という書かれ方がされていたんですね。300人が集まるイベントというのは、一体何かな。町内外と考えますとまほろば夏祭りみたいなのがぴんときたんですが、それで300人というのもちょっと変な数字かなとも思ったんですが、ここいら、どのようなものなんでしょうか。ちょっとご説明いただければと考えたんですが。そのほかに何か別なことを考えていらっしゃったのかなと思ひまして。300人という数がか何かをどういようなものかという思いがしたので、そこいら、お答え願えませんでしょうか。

議 長 （馬場久雄君）

町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

申しわけありません。私もこれ見てその300人、今確認したんですが、ちょっと思  
い出せないのもう一回確認させていただきたいと思います。済みません、この数  
字の根拠というものを後でもう一回つくったみんなと思い出してみたいと思います。  
確認させてください。済みません。

議 長 （馬場久雄君）  
今野信一君。

2 番 （今野信一君）

同じ欄の中に（2）として観光等プロモーション事業というものがあまして、そ  
こでも目標値が9万9,000人と書いてあって、それは何の数かといいますと町内宿泊  
施設の宿泊者数と書いてあるんですね。観光で来た方が町内にお泊りになる方、数  
字ということで9万9,000人というものを出されているのかなと思ったんですが、こ  
れは観光で来た人と仕事で来た人の区別みたいなものというのはこれは何かで調べ  
られるということでしょうか。

議 長 （馬場久雄君）  
町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

この宿泊につきましては観光等その内容まで区別できるものではないと思います。  
宿泊した実績ということでの数字のカウントでありますので、これが観光、あるい  
は仕事という分けた中ではなく宿泊、要するに大和町に宿泊される目標ということ  
の数字だと思います。

議 長 （馬場久雄君）  
今野信一君。

2 番 （今野信一君）

では確認なんですが、観光等プロモーション事業ということで書いていますが、宿  
泊する人という全体的なことですね。そういう考え方でいいということで、一応入  
り込み数ということでは観光客のほうでの入り込み数は先ほど町長がおっしゃって

回答をいただいていたんですが、基準値が26年の30万525人で目標値が31万5,000人ということですから、入り込み数は観光ということで宿泊のほうはまた別の仕事ということも含んだ数ですね。

議 長 (馬場久雄君)  
町長浅野 元君。

町 長 (浅野 元君)  
済みません。これも確認しますが、そういう考えといいますか数値的には観光の入り込みにつきましてはあくまで観光ということで、この基準値、目標値につきましては大和町に来てもらって泊まっていたいただいて、観光かどうかは別としてそこで宿泊のお金を落としてもらったという考え方だと思います。なお、確認します。

議 長 (馬場久雄君)  
今野信一君。

2 番 (今野信一君)

先ほど役場に来てから宮城県の観光統計概要というものを調べました。そこに宿泊観光客数ということで26年度、大和町の場合は8万9,763人と挙がっていたんです。ですから、多分これは宿泊観光客数の数かなというふうに思ったんですね。その県で出している資料ですから、多分県では大和町に泊まれた方の観光で目的別です。観光なのかお仕事なのか、それとも私用で来たのか。そういうところが出てくるのかなと思いましたのでそこいらの確認だったんですが、この数字はどういうふうにして町で調べて出しているのか。それとも別個に調べ県がやっているのか教えてください。

議 長 (馬場久雄君)  
町長浅野 元君。

町 長 (浅野 元君)  
この数字につきましてはこれにありますとおり、宮城県の観光統計概要から持ってきた数値、ここに計画にあるんですけども、計画の中に指標の数値につきましては

は宮城県の観光統計概要の中から8万9,763人、これは引用したといいますかという数字になっております。なお、宿泊観光という考え方ですが、県のほうに確認させてもらいたいと思います。大変申しわけありません。今明確な答えができませんので、観光に来た人と観光でなくても泊まった人、宿泊と観光なのか宿泊観光なのか、観光宿泊というんですかね。その辺、観光に来て泊まったということの数字なのか宿泊した人、観光に来た人とただ宿泊した人、その辺県のほうにも確認したいと思いますので、大変申しわけありませんけれども後ほどご返事したいと思います。

議 長 （馬場久雄君）

今野議員、その件に関しては宿泊をして観光するのか、今町長言いましたようにどういった種分けでやっているかというものを調べてから、またきょうできるかどうかわかりませんが、後でお答えするようにするという事なので了解していただければ。

今野信一君。

2 番 （今野信一君）

いずれにしろ、交流人口がふえるということは大変よろしいことですし、宿泊ということで大和町にお金が落ちるということも大変よろしいことかなと思いますので、そこいらの目標値もアップしていただければと考えます。

3 要旨目に移りますが、町長が考えられる協働のまちづくりとか地域づくり、こちらのほう、前に一回協働ということテーマに少しお話しさせていただいたんですが、そのときちょっとかみ合わないとか協働ということに関しての考え方がちょっと私と違っていたのでうんというふうに思ったんですが、今回の場合は大変満額回答ではございませんがいろいろと私の思っていることと同じように町長も書いていらっしゃるって、本当にうれしい思いはしました。住民が主体となって行政とともに公共の利益になる事業を行うこと、それが大変大切だなと感じておるようで、私もその点を今後頑張っていかなければならないと考えます。2060年の人口がそのように2万6,600人、それが地域のほうで少子高齢化ということで高齢者がふえていく。そういった中で満足なサービスが受けられないとすれば、共助とかあと共同で運営していかなければならないのではないかなと考えます。6月に総務常任委員会で視察会、広島県の神石高原町に行きましたところ、そういう高齢化が進み過疎化が進み、そこでどうしたらいいだろうと追い詰められてしまってどうしようも

ないという状況になったときに、我々でやるかないのではないのかという話、そこまで行きついたということを知りました。事の発端は、町長、ここの道路を直してほしいというものを言いに行ったところ、そんな人が歩かない道路を直せないやという話をされたそうなんです。普通だと私などもなんだという形になって、町長は話わかってくれないなということでふてくされる場所なんです、言われたほうの住民が人を通るようにすればいいのではないのかというふうに発想したそうなんです。そこの部落といえましょうか地域にある幻の鍾乳洞というんでしょうか、それちょっと前後覚えていないんですが、それがあってそれを観光のメインに持ってきてそれを整備して人が来てもらうようにしよう。人が来てもらうようにするイコール道路が使用される、そしたら町長人が通るようになったから道路を直してくれ、そういう話が発端で協働という、いわゆる地域というものが立ち上がってそういうきっかけをつくってまちづくりというものがうまくいったという、そういうことになったそうなんです。神石高原町ではそれをいい題材にいたしまして、各地区で各役員が一堂に会して今区長さんを初めいろいろな立場の役員さんがいる縦割りでいろいろなPTAさんがいれば防犯をやっている人、いろいろなものがあるんですが、そういう人たちが一堂に会して我が地区をどうしたらいいだろうかという、大和町の場合にも吉岡にはないんですが振興開発協議会ですとか振興協議会とかいろいろなありますが、そういったような内容に似ているのかなとは思ったんですが、各代表が集まって我が地区をどうしたいかというお話をし、それでこれをやろうじゃないかあれをやろうじゃないかという話を持っていく。そういったものの活動に対して町がお金を出して、アドバイザー的な人も派遣するような形にして、それで実際結局協働ということで自治をしていただくこと。各地区で自治をしていただくような形で町との協働というものがあってやればいいのではないのかという話になって、そういう4地区でやっていて1億円ぐらいの金額を世帯数とか人口とかで割り振っているようなお話でした。規模の違いはあるんでしょうけれども、そういう形でお金と専門の職員を提供して、それで話を進めていくという事業を取り組んでいるということを知りまして、なるほどこういうふうに後々のことを考えれば大和町といたしましても過疎といえましょうか、先ほども言いましたように、どんどん人口が減ってきている地域、そういったものの自治というものに関して地域として話し合いを持っていただき、そしてまとまって要望していただくというのは町にとっても大変やりやすいようなことがあるのかなと。私みたいな議員さんがぼつと行ってここの道路直してくれという重要性よりも、地域がまとまってこれを



お願いしたいと言われたほうが町としても取り組みやすいのかなと考えたんですね。そういう仕組みづくりというものも今後考えていかなければならないのかなと思いましたが、ここまでの話させていただいたんですが、どのようにお感じになりますか。

議 長 （馬場久雄君）

町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

各地区でそれぞれの自治をやるという考え方ということですが、大変すばらしいと思います。今お話のような、ちょっとお話ありましたけれども、各地区振興協議会等々で実際のいろいろなやり方についてはいろいろありますけれども、各地区でやっておられる協議会もありまして、それぞれに町の地域の地区のいろいろな事業にみんなで取り組んでいるといたしますか、そういったこともやっていたい部分もあると思っています。大変結構なことだと思っておりますし、先ほどちょっと千坂議員からのご質問あったけれども、そういったこともイメージされて、イメージといたしますかそういった協働でという話、そういったものもあるのかなという思いで聞いておりましたけれども、こういったことにつきましては今も大和町でもやっていたいはいらんですけれども、こういったことをどんどん深めていただくといたしますかやっていたい、そして町との協働、いわゆる協働でやっていくということは大変大切なことだと思います。

議 長 （馬場久雄君）

今野信一君。

2 番 （今野信一君）

大変勉強になるなと思って聞いてきました。あと、そのほかの島根県の奥出雲町では人づくりというんでしょうか、大変すごいなと思ったのが高校生の1年生に奥出雲学というものを学ぶような時間帯をつくって、奥出雲について、自分の町というところのある場所の町というものについて勉強しましょうということで勉強してもらう時間がとってあるそうです。2年になりますと総合活動ということで奥出雲町にあるそのときに紹介あったのがブルーベリーを栽培する。栽培して収穫をする。そして

それをどういうふう加工しようかということを生徒たちが話し合う。そして、それをジャムにしようということでジャムをつくる。パッケージはどうしたらいいだろうか。それを幾らで販売すればいいだろうか。そういった経済学的なところまでもずっとやっていって、それを販売しようじゃないかということで、大変恵まれているというんでしょうか、東京にアンテナショップみたいなのがありまして、そちらに持って行って販売をするという形で、育てるところから販売するところまで、そういったものを一貫して勉強するような科目があり、そして2年生まで、1年生で勉強して2年生でそういう実地をやるような形で、そういうものがある。自分も子供、高校生いるんですが余り大和町のことを知らなかったりそういうこともあるんだああいうこともあるんだというのがちょっとわからない世代なのかもしれませんが、そういったところで町に興味を持って産業までもやっていただくというものは大変子供たちにとっても町にとってもその子たちが町を誇りに思って町外に出ていっても、いずれ町に戻ってきてもらえるようなそういう思いといいたいでしょうかそういうものをつくって育てているというものを聞きまして、大変すごいいい取り組みだなと思いました。何か小中学校は我々大和町立ですので何かできそうな感じするんですが、高校となると、そして大和町の場合は宮城大学もあるんですが、そちらとの、宮城大学とは連携がされているようなんですが、方向とちょっと入り込むのが難しいのかな。宮城県の場合はちょっとそういうのは私も勉強不足なものでわからないんですが、そういった奥出雲、島根県ではなされているようなものを聞きまして、大和町というものを若い人たちに知ってもらおう。そしてまた大和町を知ってもらって、今度は大和町で起業してもらいたいと思ったときにそういった人たちが使えるようなもの、島根県にはそれが奥出雲にはありまして、そういった貸し事務所ですとか大和町の近隣では富谷にもできましたトミプラでしたか、そういう起業、創業、そういった援助をするような形の施設がございまして、そこで若い人たちが年間少しお安い家賃で貸してあげて、3年間まではいいよと。その間に体力をつけなさい。そしてその後は町内でどこかで事務所を構えてしっかりやってほしいというそういう感じのトータル的な政治とちょっと疎遠になってしまう高校生ですとか20代、30代近くまでの人たちに対しても手厚い事業がなされているということを知りまして、大変いいことかなと思いました。

いずれ、そういうそこで勉強した人が大学で勉強してきても起業するときは我が町に戻ってくるというそういうきっかけとかちょっと刷り込んでおくということができるというものは大変有効かなと考えました。そういう人づくりということも

大変必要なのではないかなと思うんですが、町長はどのようにお感じになりますでしょうか。

議 長 (馬場久雄君)

町長浅野 元君。

町 長 (浅野 元君)

人づくりということ、人を育てるといいますか非常に大切なことだと思っています。これは町にとってももちろんですし、大きく言えば国にとってもということになってくると思います。先ほど高校でのいろいろ具体の例がございました。高校、大和町の場合、黒川高校になるわけですが、黒川高校とそういった形で町と連携をしてという事業については特別やっておらないのが現状です。小学校、中学校におきましては志学級とか志プロジェクトとかいった形でやって、町の歴史とか町の産業とかそういったものを勉強する機会とかそういった機会は設けてもらっておりますが、高校では残念ながら今やっていないのが現状です。あとは、特産の取り組むというのも黒川高校、以前には芝生を黒川高校で栽培をしまして、そしてそれを販売をするという、これは大和町の特産ということにはつながらないかもしれませんがもそういうことがあって、役場の前の玄関入口の正門の前の芝は黒川高校の方々につけたといえますか工事までやってもらってやった経緯がございました。そういったことはあったのですけれども、町の特産品を使ってということまではいっていません。これは学校との連携といえますか、その辺どういうことができるのかちょっと今わかりませんが、そういった事例があるということですので、機会があったらそういう関係者とお話ししてみたいと思っております。

それから、起業とかそういったものについての応援ということでございますが、町のほうで起業特別この起業やったらとかという応援という形にはなっていないんですが、例えば店を出す場合の家賃の補助ですか、そういった形のもので今やっている状況でしかないので、起業というものについての補助とかそういったものは今はやっていないところです。そういった方法がどういったことができるのか、そういった思いの人が多分いるんだと思いますけれども、そういった方についてもなかなか我々お会いする機会がないので、まずそういった話し合いとかできればいいのかなという思いもあります。

議 長 (馬場久雄君)

今野信一君。

2 番 (今野信一君)

ありがとうございます。そういう人たちというのはなかなか見つけれないというか、起業創業を考えている方、でも宮城大学などにはそういう事業構想みたいなことをやっていて、大和町におもしろい物件があってそういうそこでヒントを受けた人が何かやってみようかなという人たちなどは何かいるのかなという感じの確率的に高いところが事業構想学科とかそういうところなのかなとも思いますので、そういったところにも少し何かそういう窓口をつくっただけでも反応があるのかなとちょっと余りないのではないかなとは思いますが、そういうのはやってみる必要がある。そこで、町なかを使って空き店舗、空き家、そういったことが生かされればなと考えます。実際、その島根県にあったところも空き家をうまく改装してそれをシェアオフィスというんですか、小さなオフィスを6カ所ぐらいつくれる。共同の会議室をつくって共有できるということをやっておったようです。そういう店舗ですとかそういった空き家をうまく利用する。そしてまた広島県ではまたちょっと話は変わるんですが、廃校になったものがレストラン経営というものをしております、そういったところで給食を食べさせるようなサービスをやっていたりとか、行ってそこで食事実際とってみたんですが、みずから校長先生と名乗るような方がいらっしやいまして、その方、自分がみずからいろいろ接客をしてください。そしてまた包丁さばきが巧みな老婦人がいらっしやいまして、そういった方がつくっている。そういう年配の方々も実際そういう経営をして我々は食べてきたわけなんです、そういったことなど地元にある、先ほど総合戦略のほうでも強みと弱みというもの、そういったものをうまく利用して弱いところでもそういう強みに変えていくようなそういう頭をきかせていくといいでしょうかということ、そしてそこで人を育てていけるようなそういうまちづくりというものができればいいのかなと考えました。きのうの新聞で仙台市の人口が初の自然減ということで書いておりました。その隣に仙台市で市民協働に重点配分ということで予算組みがされていたということで、そこでも複雑化する地域課題を住民みずから解決できるよう重点的に予算を充てるということで、町民、住民いろいろな行政に対してあれやってくれこれやってくれ多いとは思いますが、それを自分たちでまず考えようじゃないかというそういう仕組みづくりと人づくり、それが結局2060年の2万6,600人が幸せに暮らせるかどうかというものに今からその準備をしていくということの大変さ、大切さとい

うものを考えたわけなんです。ですから、これから42年度という町長が町長になられたとき大体そのぐらいの年齢なのかなとたしか思っておりましたので、今から育てるような気持ちでそういう人づくり、仕組みづくりというものをなさってもいいのかなと思ったので今回質問でそういうことをさせていただきました。最後に一括してひとつご意見をお伺いします。

議 長 （馬場久雄君）

町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

これからのまちづくりということでございますけれども、まちづくりに終わりはないんだと思っております。したがって、目標を持ってそこにどんどん進んでいくということになり、ただ、そういった中で人口が減少するとか高齢化が進むとか、高齢化が進むことが決してマイナスではありませんけれども、そういった傾向になってくるということで、元気のいい時代の高度成長のときのようなどんどの伸びる時代ではなくなってきているということです。そういった中で、みんながそのように協働で暮らしていけるまちづくり、地域づくりというのは本当に非常に大切なことといえますかみんな協力していかなければならない時代がどんどん来るんだろうということです。そういうことになりますと、行政でやる部分、住民の方々にやっていただく分、それこそ協働の中でまちづくりをしていくということを非常に大切だと思っております。そういった意識を一人一人が持って取り組めるということが一番大切だと思いますので、そういった目標に向かってみんなで行ける、行こうというそれこそ協働の気持ちといえますか、そういったものを持ってまちづくりができれば大変いいなと思っております、そういったことも目標にこれからもやっていきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願ひしたいと思っております。以上です。

議 長 （馬場久雄君）

今野信一君。

2 番 （今野信一君）

以上で私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

議 長 （馬場久雄君）

以上で今野信一君の一般質問を終わります。

暫時休憩します。休憩の時間は15分間とします。再開は午後2時20分からとします。

午後2時07分 休憩

午後2時19分 再開

議長（馬場久雄君）

定刻前でありますけれども、皆さんおそろいでありますので、引き続き一般質問を行います。

15番堀籠日出子さん。

15番（堀籠日出子君）

それでは、通告に従いまして2件の質問を行います。

1件目は、地域包括支援センター運営の方向性と介護予防事業における移動支援についてであります。

我が国は現在高齢者人口の急速な増加の中で医療、福祉など増加する高齢者人口の問題に対応することが喫緊の課題となっております。団塊の世代が65歳を迎える7年後の2025年には4人に1人が75歳以上になると見込まれており、高齢化の進展に伴い65歳以上のひとり暮らし世帯、夫婦のみ世帯の増加、さらには認知症患者の増加も見込まれております。今後も避けられない高齢化社会問題は他人事ではなく、自分のこととして考えていかなければならない問題でもあります。大和町の平成30年3月末では65歳以上の高齢者数は6,124人、高齢化率21.4%であります。地区によっては40%を越えている地区もあります。高齢者の増加に対応した日常的生活支援の必要性がさらに求められてきます。現在は1カ所での地域包括支援センターで運営しておりますが、日常生活圏域を設定し各圏域ごとに地域包括支援センターの設置が必要と考えますし、全国的にも委託による運営が進んでおります。本町においても事業委託による運営を考える時期に来ているのではないのでしょうか。

また、介護予防事業などの地域活動の際に開催会場までの移動手段が課題となっております。会場等への移動手段が確保できれば、さまざまな介護予防事業への参加が可能になり、多様な介護予防の取り組みと生きがいがづくり、役割づくりができ、地域の支え合いと活動の場づくりになると考えます。

このことから、1要旨目、地域包括支援センターの民間委託についての考えは、2

要旨目、住民主体による移動支援事業の取り組みについて町長の所見をお伺いいたします。

議 長 （馬場久雄君）

答弁を求めます。町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

それでは、ただいまのご質問でございますけれども、1 要旨目の地域包括支援センターの民間委託の考え方はでございますが、地域包括支援センターは市町村が設置主体となって保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員の3職種のチームアプローチによりまして地域住民とともに地域のネットワークを構築しながら個別サービスのコーディネートを行う地域の中核機関でございます。地域包括支援センターにつきましては、市町村が直接、あるいは委託するなどさまざまな運営形態がありますが、いずれの場合も公平中立な立場から市町村施策との一体性を保ち、行政機能の一部として地域包括ケアシステムを推進する中核機関となると同時に、現状の課題や役割を勘案しながら複合的に機能強化を図ることが求められております。本町におきましては、町内全域を1つの日常生活圏域として1カ所設置し、保健師1名、社会福祉士1名、主任介護支援専門員1名、介護支援専門員1名を配置し、町が直接運営をしております。地域包括支援センターにおきましては、地域における高齢化の進展、それに伴う課題解決への取り組みのほか、在宅医療、介護の連携強化や認知症対策などの新たな事業の推進を図っておりますが、人員体制の整備やセンター運営の委託を含めたさらなる機能強化が必要となっているのが現状でございます。今後は第7期介護保険計画に示しておりますとおり、日常圏域の分割や支援機能の配置等を含めたセンターの委託についても検討を始めたところであります。

続きまして、2 要旨目の住民主体による移動支援事業の取り組みについてであります。高齢者人口の増加に伴いまして、ひとり暮らしの高齢者を中心に安否確認や家事などの軽度な日常的支援を要する方も増加しており、移動支援もその一つとして重要視されているところです。議員のご質問のとおり、多様な活動機会への参加につきましては認知症や閉じこもり等の予防だけでなく、介護予防や生きがいがづくり、役割づくりにもつながる大変重要なものと認識しております。本町での高齢者の移動手段の確保につきましては、これまで築いてこられた住民同士の支え合い活動とあわせまして、現行運行しております町民バスやデマンドタクシー事業に加えてこ

とし10月から始まります高齢者タクシー利用助成事業によりまして高齢者の移動手段がこれまで以上に確保されるものと考えております。以上です。

議 長 (馬場久雄君)

堀籠日出子さん。

1 5 番 (堀籠日出子君)

包括支援センターにつきましては、28年10月議会で一般質問いたしまして1カ所での地域包括支援センターではカバーし切れない状態が来るので日常生活圏域を中学校区として包括支援センターの業務委託を考えていく必要があるのではないかとこのことを質問させていただきました。そのときの町長の答弁では、第1号保険者数3,000から6,000人未満の人員体制、それに基準は満たしているという答弁をいただきました。直営のメリットとして、相談のワンストップサービスができること、保健師、専門職種を確保しやすいこと、ほかの課との連携が図りやすいこと、そして何よりも町民の安心感や信頼感が得られやすいことが一番であるとの答弁でありました。そして社会福祉協議会と共同連携を図っていくという答弁をいただきました。その中で28年3月の高齢者数5,458人でしたが、現在30年3月では6,124人、28年からもう666人が増加しているところであります。その中できょうの町長の答弁の中では第7期の介護保険計画の中で日常圏域の分割や支所機能の配置等を含めたセンターの委託についても検討を始めたという答弁をいただきました。その中で日常圏域の分割、この日常圏域というのはどのことをどのように考えてこれから検討されるのか。そしてまた、検討を始めるということですが、この検討を始めてその結果が出るのはいつごろになるのかお尋ねいたします。

議 長 (馬場久雄君)

町長浅野 元君。

町 長 (浅野 元君)

日常圏域の分割やという中でございますけれども、この考え方いろいろあるんだと思っております。さきにご質問ありました学校区の見方、あるいは行政区で見るとかそういったこともありますし、あとは施設、お願いする施設の関係とかそういったことがありますので、今そこまで具体的にここでこうですということまではまだ詰



まっていない状況でございますので、いろいろそういったものについては今後受託可能な施設とかそういった方々とも相談をしながらいろいろ考えていかなければならないと思います。

それから、いつごろということでございますけれども、これにつきましても検討は始めております。今どういったことをお願いすればいいのか、こちらから。どういったことだったら受け入れてもらえるのかということ、非常に私ももっと簡単にといいますかできるものだと思いますが、なかなか難しいところがあるということでもあります。今担当課のほうで非常に悩みながらの委託内容なり計画ということでございまして、そういったことがありますのでできるだけ早くということを進めてはおるところでございますが、申しわけありませんが、今このときにまでというところのその辺がまだそこまで具体的に詰まっていないといたしますかそういった状況でございます。課のほうで担当の職員たち、課長初め大変一生懸命頑張っておるんですが、非常に課題としまして非常に難しい。我々もちょっとわかりかねるというところの難しさもあるようでございますので、できるだけ早くやっていきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

議 長 (馬場久雄君)

堀籠日出子さん。

1 5 番 (堀籠日出子君)

今の日常の圏域、それからいろいろなこれからの地域包括支援センターの進め方については検討しているということですが、大変難しいと思うんです。相手があつていろいろなことやっていかなければならないですから。ですから、難しいから早く取り組んで、そして高齢化する人口にあわせた取り組みをしていくことが本当に大事なのかなと思っております。そんな中で、近隣市町の包括支援センターの設置状況を見ますと、富谷は高齢者が9,571人で高齢化率が18.3%、それで直営1カ所と委託2カ所で3カ所で包括支援センターの事業を行っております。利府町では7,511人の高齢者に対して支援センターは2カ所、高齢化率は20.7%であります。こんな中で、大和町はもう6,000人を超えているわけですから、町長も今進めているということでもありますけれども、このことについては早く進めていかなければならない問題だと思っております。そして、ことしの3月末の高齢者6,124人の中でひとり暮らし世帯が880世帯、2人世帯が695世帯、3人以上の世帯が63世帯、全部で1,638世帯が

ひとり暮らし、それから老々世帯、それから何かしらの3人世帯となって、本当にこれからこういう方々のサポートというのは本当に大変な時期に来ているのではないかなと思っております。それで、1947年から1949年の第1次ベビーブームに生まれた約800万人の団塊の世代が後期高齢者となる2025年、平成37年であります。あと7年後でありますけれども、大変な高齢者の数字になるのかなと思いますが、平成37年度の大和町の総人口、それから第1号被保険者と言われる人数、そして要支援、要介護認定者数を教えていただきたいと思います。また、37年度のひとり暮らし世帯、2人暮らし世帯、3人世帯、想定される人数がおわかりでしたらお願いいたします。

議 長 (馬場久雄君)  
町長浅野 元君。

町 長 (浅野 元君)  
ただいまのご質問につきましては担当課長から説明申し上げます。

議 長 (馬場久雄君)  
保健福祉課長櫻井修一君。

保健福祉課長 (櫻井修一君)

堀籠日出子議員さんの質問にお答えいたします。先ほどの質問に対する数値でございますが、大和町高齢者福祉計画及び第7期介護保険事業計画におきましてことし策定いたしましたその数値を延べさせていただきます。まず総人口ですが、平成37年度につきましては2万8,275名と推測しております。第1号被保険者数の推移でございますが、平成37年度2025年でございますが、6,701人でございます。それから要支援、要介護認定者数でございますが、平成37年度につきましては1,497名でございます。以上でございます。よろしく願いいたします。

あと、1人世帯、2人世帯、3人世帯の数値はこちらで持ち合わせていませんので、済みません、よろしく願いいたします。

議 長 (馬場久雄君)  
堀籠日出子さん。

1 5 番 (堀籠日出子君)

ことしの6,124人から6,700人と高齢者人数がふえてくるわけですが、このように多くのまだまだただいまのひとり暮らし世帯、2人暮らし世帯とかはまだ想定された人数は把握していないということでしたが、この高齢者の人数が500人以上ふえているということはこのひとり暮らし世帯も2人暮らし世帯、そういう高齢者だけの世帯というのはもっともっとふえてきているのかなと思います。そんな中で高齢者が住みなれた地域で安心して暮らせることができる大事なことでありまして、日常生活の支援が包括的に提供される、そのための地域と包括センターは本当に整備が必要だなと思っております。

そんな中で7月4日、30年度の大和町地域福祉おこし研修会が開催されました。きのうもちょっとお話しされていましたが、その中で東北福祉大学大学院教授の大橋謙策先生が講師に迎えて福祉でまちづくりの講演があったわけですが、その中で幾つかの提言をされました。その中でいろいろたくさんあったんですが、一応私としてメモしたのは地域近域における地域包括システムの必要性、そして誰もが支え合う地域の構築に向けた福祉サービスの実現と地域包括支援の体制、そして地域福祉において全体型地域包括支援が求められており、その役割をするのが地域包括支援センターであるということをお話しされました。そして、大和町には生活圏域を変え考え参考書の地域包括支援センターは必要ではないかということまでお話しされたわけでありまして、この介護保険事業は団塊の世代が後期高齢となる2025年を見据えた事業の取り組みであると私は思っております。そんな中で超高齢化に対する地域包括支援センターの体制、検討を始めているということではありますが、このことにつきましては町長が答弁でお話しされましてとおり時間もかかるわけでありまして、早速にでも実現に向けた取り組みをして進めていただきたいなということを期待いたします。このことについて町長の考えをお伺いいたします。

議 長 (馬場久雄君)

町長浅野 元君。

町 長 (浅野 元君)

これから、現在もそうですが高齢化が進んでいくということがございます。そういった中で、人口も減ってくるということで地域で支えると先ほどいろいろお話あつ

た中でも、皆さん議員さんのお話の中にもありましたが、地域で支えていくということが大切な状況になってくる。そういった中での施設といいますか中心となるそういったセンターといいますかそういったことの位置づけというのはこれからいろいろ今進めておるところでございますが、大事な場所になってくるんだと思っております。先ほども申しました。検討を始めておるところでございます。いろいろ課題はあるわけでございますが、できるだけ早くのそういった方向性ができるように努力してまいりたいと思います。

議 長 （馬場久雄君）

堀籠日出子さん。

1 5 番 （堀籠日出子君）

ぜひ地域包括支援センターの方向性を早く実現に向けて進むことをご期待申し上げます。

それでは、2要旨目。住民主体による移動支援事業について質問をさせていただきます。これまで介護予防給付から全国一律にサービスを受けられていた訪問介護、通所介護が介護保険制度の改正により介護予防日常生活支援総合事業に移行されました。総合事業とは、地域で暮らす高齢者の方々がいつまでも元気で楽しく住みなれた地域で暮らし続けられるように地域の支え合いやさまざまなサービスで生活を支えるとともに、高齢者らがみずから社会参加できるようにすることであり、介護予防と生活支援を充実させる制度であります。この制度は地域の実情にあわせ市町村が中心となって総合的に地域づくりを推進するものであります。そんな中で移動支援についての質問をさせていただいたわけですが、町長の答弁からは移動手段としてこれまでも町民バス、それからデマンドタクシーに加えてことしの10月から高齢者タクシー利用助成事業が始まるわけでありまして、このことについては本当に高齢者の移動手段が少しずつ充実してきているのかなと思っております。

それで、ちょっと私と町長とのニュアンスが違ってくるのかなと思うんですけども、私今回この移動手段、交通手段を質問させていただいたのは、地域から吉岡とか来るのは当然デマンドタクシーで十分というか今のところ皆さんそれらを利用して移動しているわけですが、もっと身近な課題でありまして、地区内、それから地域内、例えば地域内ですと生き生きサロン、集会所でやっているわけですがけれども、集会所まで来る足がない方がほとんどであります。今のところは活

き生きサロンですといきいきサロンに参加する方々、ボランティアの皆さん、それから活き生きサロンに来る元気な高齢者の方が運転する方が自宅まで迎えに行つてそして連れて来てくれるというような今状態です。お互いに乗せたり乗せられたりということでお互いに支え合つて今そういう介護予防事業に取り組んでいるわけがあります。当然老人クラブの行事とかもそのようになっております。そんな中で、そこで今は何もなくて何事もなくお互いに送迎されたり、あと送迎したりという状態なんですけれども、話を聞きますと乗せる方も乗せられる方も心配なんです。何の何かあったらどうしよう。だから、私が誰かを乗せてそこにいるから一緒に私の車に乗つてと言つて、もし何かあればこれは補償問題になってくるわけでありまして、特に高齢者の方々というのは地域内だけの問題、地域内の行事でも課題があるんです。これはいろいろな地区の皆さんからも聞きます。出かけるのに足がないから迎えに来てもらつて行くんだけど、当然遠慮もしますもし何かあったら大変だよねというのをお互いに皆さん認識されているようであります。なものですから、ぜひ地域内、地区内だけの限定したそういう事業にそういう介護事業等々の事業に参加するときの足の確保ということで、ある程度地域の運転できる方々を選任していただいて、そして町でこの方々に地域の運転をお願いしておきますのでということでそういう後ろのバックがあると運転する方も、また乗車する方も何か安心して移動ができるのではないかなと私は皆さんのお話を聞いたときにこれは何とかして皆さんの足の確保は必要だなということで自分なりに考えたのがそういう考えなんですけれども、町長の考えはいかがでしょうか。

議 長 （馬場久雄君）

町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

地域の住民の方々の足といいますか車の確保ということですが、今堀籠議員さんのお話からすれば、地域に専門の車を準備して専門の運転手さんを配置してという形のイメージなんですか。確かにお互いに乗つていたり乗せられたりということについては遠慮があつたり必ずしも都合があうわけではない部分もあるんだと思つています。そういったことについてはこれまでの住民の方々お互いにその辺は助け合つてやつてきてもらつているということで、そのことについては本当にすばらしいだと思つし感謝したいと思つています。常に車を配置するということについて

の、例えば車を地区に1台置いて自由に使ってくださいといった場合に運転手さんが誰ですかという問題今度出てくるんだと思いますし、だからその辺の課題というのはあるのかなという気はするんですね。それができるとかできないとかではないんですけども、常に事業につきましても定期的にあるものでもないでしょうし、そういった部分について前もって準備するというものについての課題といたしますか。そういったものはいろいろ課題があるのではないかと思います。お話のイメージはわかるんですが、現実的にそうなったときに運転するのが誰なんだろうとか運転する人の責任はどうなるんだろうか。人を配置するということになればそういった人件費はどうなんだろうとか、そういったことがあるので、お話しされる内容といたしますかよくそういったあればというのはよくあれなんですけど、そういったことを考えるについてはいろいろ課題といたしますか、異常な課題が結構あるのではないかと今お話聞いて思ったところでございます。

議長 (馬場久雄君)

堀籠日出子さん。

15番 (堀籠日出子君)

何となく町長にもニュアンス的にはわかっていたとは思いますが、車を提供してそういうところも多分あるんでしょうけれども、ただ、私が感じていることは今まで送り迎えというか運転に携わっていた方、そういう方々、地域に二、三人は必ずいてそういう会場に行くときに送迎兼ねてやっていたというんです。ですから、そういう方々を各地区二、三人を町に登録していただいて、運転できる方を。そして、その事業に対してもある程度年間の行事を出していただいて、また、途中で事業ができたときもそういうのは報告していただくような形で、よく1日の行事でかける保険がありますよね、その事業に対しての。そういう何かそういうその事業に対してそんなに大きな事業だったら当然車保険が該当することになるんでしょうけれども、そういう地域内の移動の中でそんなに大きなこれまでもそういう経過がないから何もないのではないかということではないんですけども、そういうここに行くまで、行って事業をする送迎するための補償的な保険というのはあると思うんです。何か私ちょっと調べたときにはそんなに高くなくても車1台、そしてそれに同乗する方が何人掛ける200円とかでそんなに大きな保険ではなくて、何かちょっとそういう保険を見たことがあるものですから、運転する方を地域の運転す

る方を限定していただいて、そしてそれにその行事行事の保険をかけていただくという、そしてその方々の補償があるということで運転する方、そして同乗してお世話になる方というのの気持ち的なことももっと柔らかくなっているいろいろなそういう事業に参加しやすくなるのではないかなと思っているんですが、これは難しいことだと思うんですけども、でも、今度の総合事業の中では町独自のそういう事業も地域のそういう地域の状況にあわせた中での事業ができるようになってきているわけなので、もしこういうことも介護予防事業の中に取り入れていただきまして、そして町としての事業として私進めていただいたらいいのではないかなと思うんですが、いかがでしょうか。

議 長 (馬場久雄君)

町長浅野 元君。

町 長 (浅野 元君)

介護時に取り入れられるかどうかというのはちょっとそこはわかりませんのであれですが、そういった形で保険をかけるという方法、お話しあれですが、そんなこと言ったらあれですけども、いろいろなケースがあって介護だけではなくいろいろなところに乘せていくというかほかの事業で高齢の方に限らずという形になりますけれども、そういうこともあるんだと思うんですね。一緒に乗り合いで行くとか乗せていくとか、そういうこともその介護、この老人とは別の話でそういったいろいろなケースが出てくるんだと思いますので、ですから、一概にこの部分だけというものが可能なかどうか。そういったことについても当然考えていかなければならない課題になってくるのではないかなという気はしております。なお、保険でできるかどうかというのはちょっと私そこまであれですので、そういった方法についてはいろいろ研究はしてみたいと思いますけれども、課題としてそういうことも出てくるのではないかと思います。

議 長 (馬場久雄君)

堀籠日出子さん。

1 5 番 (堀籠日出子君)

町長は優しいから皆さんがそうになったらどうしようと考えておられるようすけれ

ども、これは高齢者の予防介護としての事業としてよそを見ないでとにかくこの事業であるということだけを見て、そして引きこもりの高齢者が出たりしないようにとにかく地域で最後まで住みなれた地域で楽しく住むためには家の中から外に出ていただく、そういう事業に参加するということが本当に大事だと思いますので、突然こういう話になってそれして町長も多分とまどる部分もあると思うんですが、これからこの介護予防の支援事業のサービス提供といたしまして町自体でできるサービスが出てくるわけですので、ぜひこれを調査研究していただいてこういうことができてそして高齢者の皆さんが足がなくてもお世話になりながら地域で支え合っってそして地域の活動に参加できるようなそういう体制をぜひつくっていただきたいなと思っております。

突然のこういうデマンドタクシーとはまた違ったこういう突然の提供だったので町長もちょっと戸惑ったのではないかと思いますけれども、でも、これからどんどんふえてくる高齢者の方々の元気な介護予防のための元気な高齢化社会をつくるためにはこういう外に出て皆さんと会話をしながら、そして認知症予防にもつながるような事業につなげていきたいと思っておりますので、ぜひこのことも強く強くこの問題につきまして町長に提案をいたしましてこの件につきましては質問を終わらせていただきます。

続きまして、2件目の質問に入らせていただきます。2件目は町民生活の安全安心確保のための最終処分場の管理責任についての質問であります。この質問につきましては、事業主体が黒川地域行政事務組合のことでありまして、質問するためには方向性、そして言葉を選びながら大和町としての取り組むべき課題について町長に質問をさせていただきたいと思っております。

一般廃棄物最終処分場は大和町、大郷町、大衡村の3町村から出た家庭ごみの焼却残渣、事業系一般廃棄物焼却残渣、し尿汚泥残渣の埋め立て処分施設として平成13年3月に完成し、黒川地域行政事務組合が管理運営を行っております。しかし、使用目的外である東日本大震災による東京電力福島第一原発事故で発生しました8,000ベクレル以下とする汚染廃棄物焼却灰の埋め立てが行われております。汚染廃棄物焼却灰の埋め立てについては、昨年7月に地区住民に説明会が開かれ、一時仮置き震災ごみは全部焼却処分してから汚染廃棄物焼却灰を埋め立てるとの説明がありました。説明会では多くの心配する意見が出た中で、地元住民はやむなく汚染廃棄物焼却灰の埋め立てを受け入れることになったわけでありまして。

しかし、さらに問題なのは最終処分場に一時保管していた震災当時のごみ700トン



が焼却不可能として山積みになっていたことでもあります。焼却不可能と判断した震災ごみについては地元住民には何の説明もありませんでした。最終処分場の管理運営は黒川地域行政事務組合であります。施設の設置されている場所は大和町地内です。町民生活の安全安心を確保するために町としての管理責任があるはずであります。これまでの経過を踏まえ、今後の対応について町長の所見をお伺いいたします。

議 長 （馬場久雄君）

答弁を求めます。町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

吉田金取北地区にあります黒川地域行政事務組合の環境管理センター及び一般廃棄物最終処分場に関しましては、日ごろより地元の吉田地区の住民の皆様のご理解とご協力により稼働運営させていただいておりますこと、施設の地元自治体の長といたしまして改めて感謝申し上げますところでございます。また、本年度実施している東京電力福島第一原発事故由来の黒川郡内で保管されています8,000ベクレル以下の農林業系廃棄物の試験焼却及び焼却灰の最終処分場への埋め立てにつきましても、ご理解とご協力を賜っておりますこと、重ねて感謝申し上げます。

ご質問のありました町民生活の安全安心確保のための最終処分場の管理責任についてでございますが、最終処分場の震災ごみについては平成23年3月に発生した東日本大震災によりごみ焼却施設が壊れ、環境管理センターへ搬入された黒川圏域の生活ごみについて焼却処理が不可能となったことから、やむを得ず焼却施設の修理復旧までの期間、最終処分場の敷地に一時的に仮置きをする措置がとられたものでございます。その後、焼却炉は復旧したものの、通常的生活ごみの焼却を優先したため、一時仮置きしていた震災ごみについては新焼却炉が完成する平成30年から順次新旧の焼却炉を併用して焼却し、平成30年6月まで焼却処理が完了する予定となっております。しかしながら、震災ごみの最終処分場への仮置きの開始から7年が経過する中で、保管していた震災ごみの腐敗等が進んだことにより仮置きをしていた3,337トンの震災ごみのうち平成30年6月末までに焼却処理を終えた2,628トンを除いた残り700トンについて、当初予定されていた期間まで処理を完了することができなくなったものでございます。

この残り約700トンの震災ごみに関して、焼却終了予定期間が過ぎた中、最終処分

場の地元住民の方々に説明が行われないうままその後の保管と処理が継続されたこと  
に対しまして、施設の地元自治体の長としてまことに遺憾と思うとともに、深く反  
省をしております。この残りの約700トンの震災ごみに関し、うち200トンは7月ま  
でに焼却処理が完了しており、黒川地域行政事務組合では焼却不可能と判断しまし  
た残り500トンについては機械による選別作業を行っておりますが、この作業が9月  
中旬に完了見込みとなっており、焼却可能なものにつきましては引き続き焼却を行  
ってまいります。

最終処分場やごみ焼却施設の運営管理につきましては、町民生活の安全安心確保の  
ため地元自治体として大郷町、大衡村と連絡を密にして黒川地域行政事務組合と一  
層の連携強化を図り、地元住民の方々にご理解を得ながら進めていく所存ござい  
ますので、今後ともご理解とご協力をお願いしたいと思います。以上でございます。

議 長 (馬場久雄君)

堀籠日出子さん。

1 5 番 (堀籠日出子君)

町長の答弁の中で黒川地域行政事務組合と一層の連携強化を図り、地元住民の方々  
に理解を得ながら進めていくというご答弁をいただきました。この中で、地元住民  
の方に理解を得るといことはどのようなことを考えておられますか。

議 長 (馬場久雄君)

町長浅野 元君。

町 長 (浅野 元君)

これまでも代表者の方々と説明会をやったり、そういうことをやってきております  
が、こういった形の説明をしながら理解をいただきたいと思っております。

議 長 (馬場久雄君)

堀籠日出子さん。

1 5 番 (堀籠日出子君)

黒川行政で事業主体で行っていて、私たちも計画どおりにちゃんと進んで何も問題

ないんだろうなと思って安心して今までもずっときたわけなんです、先日のような問題が起きるとなると担当課の引き継ぎはどうされているのかな、町の。これに携わる担当課、ありますよね。そういう方、その担当課でこの問題起きる以前から何か処分場の状況把握して、それを引き継ぎ事項としてこれまで整理されてきたのか何か。それをお伺いいたします。

議 長 (馬場久雄君)  
町長浅野 元君。

町 長 (浅野 元君)  
町の担当課としては町民生活課でございます。以前から同じ課でやってきておりますので、継続といいますかそういったものについては引き継ぎといいますか継続でやっておりますのでやっております。

議 長 (馬場久雄君)  
堀籠日出子さん。

1 5 番 (堀籠日出子君)  
私がこうやってずっと感じていることは、何か町としては全て黒川行政に任せ切りではないのかなと思って、なかなかもしそういう担当課がずっと同じ担当課で今までやってきたんですけれども、引き継ぎされているとなれば、そういう処分場というのがあるんだから職員の人たちがたまに、たまたまというか何も問題なくてもどういう状況かを把握する。さらに大衡村、大郷だって家庭ごみを持ってきているわけですから、そういう方々も自分の町のごみがあそこに行っているんだという認識を持って、そういう職員の方々も処分場について意識を持っているのかなと思うんですけれども、その辺はどうなのでしょうね。

議 長 (馬場久雄君)  
町長浅野 元君。

町 長 (浅野 元君)  
ごみの焼却につきましては大和町と大衡、大郷3町村でやっております。対策協議

会を持っておりまして、毎年地域の方々と年に一遍ではございますが、集まるのは。そういった中で総会も兼ねて意見の交換を行っております。そのときには各町村長と各課から担当課の課長、関連するところがあって2課来るところがありますけれども、そういった課長さんたちにも来てもらってその中で意見の交換といたしますか、ご意見を頂戴したりしておりますので、そうした認識についてはしっかり持っているものと思っております。

議 長 (馬場久雄君)

堀籠日出子さん。

1 5 番 (堀籠日出子君)

それでは、今回の大雨による最終処分場の件についてお伺いいたします。7月19日に、8月20日に大雨洪水警報が出されたわけでありましてけれども、その時点で最終処分場の汚水があふれ出ているという通報がありました。通報がなければ私も何もわからなくてこんな質問をする必要もなかったんですけども、たまたま通報が来まして処分場に行ってきたんですが、そのとき町長・副町長も一緒におられたわけでありまして。そんな中で、一律に土壌は土のうを積んで対策は講じたんですけども、よく見たら東側全部から汚染水が流れた形跡があるんですね。そして、通報した方からの話ですと汚染水が側溝に流れ出たという。私が行ったときには流れた形跡はあったんですけども、流れてはいなかったんですけども、その通報された方は側溝から流れ出していたというお話をいただきました。町長、その汚染水が側溝から流れてどこをどのようにしてどこに流れていくと思われませんか。

議 長 (馬場久雄君)

町長浅野 元君。

町 長 (浅野 元君)

汚染水という言い方でございますが、保管場所にあった水があふれたのは事実でございます。私も確認をしております。一部、東からずっとではなくて側溝の部分から一部から流れたと、私現場、流れたところは見たわけではないんですけども、確認をしております。それで、そこから流れたものにつきましては側溝に流れまして、下の調整池に流れるようになっております。

議 長 (馬場久雄君)

堀籠日出子さん。

1 5 番 (堀籠日出子君)

その調水池に流れた水がそれからまた側溝を通過して川に流れていくんです。なものですから、あそこの汚染、汚染水何です。汚染された焼却灰と同じ敷地にあるものですから、それが幾ら焼却灰をやって覆土したといっても雨降ってきてそこからしみ込んで流れるのがこの間たまっていた水たまりとか大きな水になってあそこで一緒に流れてきている。だから、あれは完全に汚染水なんです。あそこからは1滴も外に出てはだめなことになっているんですけども、それがあふれ出たということはこれは大変なことになると思うんです。そんな中で、町としてあの汚染水がこれからも台風シーズンになって本当に担当の皆さんも大変だと思います。そういうふうになるじゃないかと思っただけでも、ですから、早急に町として土のうだけで済むのではなく、あそこから1滴も水も漏れないようなそういう対策はこれから講じてことを黒川行政のほうに申し入れしなければならないのではないかなと思っているんですけども、その対策についてはどのように考えますか。

議 長 (馬場久雄君)

町長浅野 元君。

町 長 (浅野 元君)

あふれ出たことは事実でございます、これについては大変申しわけなかったと思っております。現在、あそこにつきましては土のうを積んで、ごらんいただいたと思いますが、三重に積んでおります。そして、改めて保管場所のほうをまた少し掘りまして、そして池の形にしまして、そしてそちらにも水が流れるようにしてということで、今対処、そこが応急にはやっておるところでございます。したがって、現在は随分下がっておるのでありますけれども、今後雨が降ることだって考えられますので、その対応につきましては町として行政に申し入れなければならないと思っております。大和のほうとしましてはあそこがあふれ出るものですから、土手といいますか少し高くするとか、それから今処理能力が40トンと聞いております。調整池ではないほうの。それについてそれが今50トンぐらいで動かしているわ

けでございますけれども、今後こういった大雨の傾向といたしますかあり得るわけですので、その処理推移の仕方、もう少し早く処理するとかそういったものについての申し入れといたしますかそういったものを黒川行政のほうにして対処をしてもらうようにしたいと思っております。

議 長 (馬場久雄君)

堀籠日出子さん。

1 5 番 (堀籠日出子君)

本当にこういう問題が大きくなってからだとなります問題が深刻化してきますので、早目早目に対応していただいて、町民の安心、生活の安全安心を確保するために早目早目に対策を講じて行政のほうに申し入れをしていただいて、そして進めていただきたいと思います。

これで私の一般質問を終わります。

議 長 (馬場久雄君)

以上で堀籠日出子さんの一般質問を終わります。

ここで暫時休憩します。休憩の時間は10分間といたします。

午後3時13分 休 憩

午後3時23分 再 開

議 長 (馬場久雄君)

再開します。

休憩前に引き続き一般質問を行います。

本日最後の一般質問の方になります。9番浅野俊彦君。

9 番 (浅野俊彦君)

それでは、通告に従いまして2件6要旨、質問をさせていただきたいと思っております。本日最後ということで、皆さんお疲れかと思っておりますが、よろしくお願ひしたいと思います。

まず1件目であります。妊産婦への助成を拡大してはということであります。前回

の国勢調査で少子高齢化が顕著となりました。幸い、本町では県内でもまだ高い出生率が維持できております。しかし、黒川病院の産科休診により妊産婦が受診をしようとする場合、町外の医療機関を利用しなければならない状況にあり、経済的かつ時間的負担が大きいのしかかっているのではないかと見ております。妊娠後、安心して出産していただくためには医療機関への安全な交通手段の確保等環境づくりが必要と考えます。

1つ、現行の妊産婦への助成制度と課題は。

2つ、妊産婦検診時の交通費助成を検討しては。

3つ、分娩前後の兄弟の優先保育も検討してはということで、町長のご所見をお伺いいたします。

議 長 （馬場久雄君）

答弁を求めます。町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

それでは、妊産婦への助成を拡大してはというご質問でございます。1 要旨目の現行の妊産婦への助成制度と課題であります。まず妊婦一般健康診査がございしますが、これは母子保健法第13条に基づきまして妊娠期の異常の早期発見、早期治療等を図るとともに妊婦の健康管理の向上を図る目的で実施しておりまして、妊婦さんが安全安心な出産を迎えられるよう検診費用の助成を行っているところでございます。内容につきましては、厚生労働省の指針に基づきまして妊娠期を通して全14回分、多胎妊婦につきましては全20回分の検診について県内の医療機関ほか助産院、里帰り出産による県外の医療機関で検診を受診する場合についても同様の助成を行っております。

次に、検診助成額の上限額につきましては本年4月より増額をしているところでありまして、1人当たりの助成額は全国平均を上回っておりまして、妊婦さんの経済的な負担軽減につながっていることから、安心して検診を受け出産に臨まれることができているのではないかと考えます。

2 要旨目の妊産婦検診時の交通費助成を検討してはにつきましては、町内に産科医院がないことから町外の産科医院で検診を受ける状況にございますが、移動手段につきましては居住場所や検診及び出産を希望する医療機関等の所在地、家族構成等各家庭の状況によりそれぞれ異なりますので、妊婦さんやそのご家族のニーズ

等を把握しながら研究してまいりたいと思います。

3 要旨目の分娩前後の兄弟の優先保育も検討してはにつきましては、現行制度におけます保育認定の事由に妊娠出産として保護者が産前産後各8週間以内を期限として保育所を申し込むことができます。また、育児休業をした保護者で既に保育を利用している児童が継続利用を必要とした場合、出生児童が満1歳になるまで利用できます。ただし、緊急的な枠を確保しているわけではありませんので、必ずしも保育を利用できるものではないことを申し添えたいと思います。以上です。

議 長 (馬場久雄君)

浅野俊彦君。

9 番 (浅野俊彦君)

全体的な2060年の人口フレームの話に触れられた今野議員のお話にもありましたけれども、自然減が出生率を上回ってしまっている状況下に今入ってきておる中があります。そういう意味で安全に健康に生まれていただくという意味合いで妊産婦の検診というところは非常に意味もあり、重要であろうなという思いがございます。現代の制度と課題ということでお伺いをしたわけでありますけれども、具体的に法令で定める全14回にプラス本年度は4月から増額もしたということで、特段課題がないという回答でありましたけれども、いま一度今の現行の制度で特段課題を本当に感じていらっしゃるのかという部分をまず確認をさせていただきたいのと、今回は決算議会ということもあって説明書を拝見した中で、母子手帳の交付件数が287件、妊娠届け出数282件ということでの平成29年度の報告がありました。それに対して、その下の欄のところにある意味今回議題とさせていただいている妊婦検診の週別の人数があるわけでありますけれども、県内及び里帰りということで足したのが妊娠週単位の人数であろうなと思う中、交付の人数に比較すると比較的印象としては受診をされている方が少ないなというイメージがあります。そういった意味で母体の健康を図るところも考えた中で、実際に検診をなさらなかった方が何でなさらなかったのかという追跡調査なりをされておってしかるべきではないのかと思いますけれども、今の2点に関してお聞かせをいただきたいと思います。

議 長 (馬場久雄君)

町長浅野 元君。



町 長 （浅野 元君）

課題ということでございますが、先ほど申し上げました内容で今やっているということでございます。個々にはいろいろもしかしてあるのかもしれませんが、全体としての内容につきましては通うとかまた別の問題として、そういった形で今進んでいるということでございます。

それから検診を受けたか受けないかという追跡調査は実際やっておらないところでございますが、これまでもそういった傾向があります。どうしても14週ずっと受ける方とそれぞれの理由があるんだと思いますけれども健康に自信があるかどうかわかりませんが、なかなか受けられない方がいるということで、追跡調査というところまではやっておらないのが実態でございます。

議 長 （馬場久雄君）

浅野俊彦君。

9 番 （浅野俊彦君）

制度的なところで私も勉強不足なところもありますので確認をさせていただきたいと思うんですけども、平成25年度以降、全14回が法令上定められた後、基本的に100%普通交付税の措置がされるということで、補助メニューに関しては宮城県の医師会との交渉である意味県内で補助をあたかもされているということでお話になっているわけでありましてけれども、基本的には宮城県内ほぼ同じメニューという、または仙台圏域で同じ補助内容なのではないのかなと思います。まずその点を1点確認をいただきたいのと、確かに妊娠12週から15週とか週によって多少差があるのはわかるはわかるんですけども、実際に出産までの間本当に数回も受けていらっしやらない方が仮にいたとした場合、それは追跡調査なりをしながら本当に母体が母子ともに健康な状態であるのかという意味の確認も含めてフォローされているのが当然ではないのかなと思うんですけども、特段追跡調査はされていないということに関してはかなり疑問を感じる部分がありますので、必要であれば担当課長からでも構いませんのでいま一度その点をお伺いしたいと思います。

議 長 （馬場久雄君）

町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

まず内容ということですが、これは検診の内容ということは診察内容という……。金額とかですか。これにつきましては宮城県及び県医師会が登録産科医、登録している方、そういった方といろいろ県と調整をした中でやっておりますので、宮城県一律といいますかその補助金額についてはそうなっております。その上、各市町村で協議を経て契約に至っているということです。

それからそのフォローというものにつきましては、そこまで私も受けてもらえばいいんだと思いますけれども、なかなか受けないというのについてはフォローを今やっていないのが現状なんですけれども。どうなんでしょうね、この辺ね。産科医さんのお話も聞いてみたいと思いますけれども、こんなことを言っては何ですが、妊婦さんでも非常に軽い方といいますかそういう方も我々周りを見たとき、方もおいでですし、そういうこともあるので、フォローというか行ったほうがいいですよということにはなると思うんですが、あとこれはご本人の判断ということもあるんでしょうし。ちょっとその辺は今フォローしていませんので、産科医はいませんが、病院の関係者とかにその辺ご意見も聞いてみたいと思いますが。

議 長 （馬場久雄君）

浅野俊彦君。

9 番 （浅野俊彦君）

強制ではもちろんないとは思いますが、子は町の宝でありもちろんその御家庭の宝であり、社会としていかに守っていくのかという時代ではないのかなという思いがあつての確認でありましたけれども、多分担当されている保健師の方なりは何だか私はやられているであろうと思うところでもありますけれども、そこに余りこだわる必要はないかなと思いますので、そういったフォローも望みながら1要旨目を終えて2要旨目の内容に入らせていただきたいと思います。

産科が黒川病院にあった時代には緊急的なお産の際にも安心感があつたわけでありまして、今回の改選期においても同僚議員の皆さんも産科を何とかしたいんだという意見をいろいろ出された中、なかなか具体的には見つからないという部分、ご苦労されている件は私も理解はしております。なかなかそういう体制が医療者の中ででき上がらないという課題も非常に感じております。そういう中で、いかに出生率

を下げずに最低でも今の状態を維持していくかということを考えていったときに、たまたまちょっと古いデータかもしれませんが、平成26年に北里大学の石川准教授が調べたデータがありまして、実際に産科の病院までに車で行ける距離と出生率の差を調べたデータがあるんですね。それによりますと、一般道で15分以内で産科に行けるエリアの方ですと92.3%、これは母数がよくわからないんですけども、高速を使って15分以内という方に関しては60%というデータを学者の方が出されておまして、15分から30分以内を比較すると一般道では6.1、15%から20%の高速を使った場合というので22.3と、距離が遠くなればなるほど出生のパーセンテージが下がってくるという中、黒川圏域を見たときに残念ながら近隣でお産ができるところ、富谷市さんに伺うか仙台市に伺うか大崎市かというところであったときに、同じように15分なり30分の圏内で行けるのかという部分と、検診は14回というところで全てを行っていただいて母体母子ともに問題がないかを診ていただくという中で、理想は今の多分若い方々、有休をとられてご主人も一緒に行かれる方がほとんどの方ではないのかなと思う半面、県外から居住されている方々がいらっしゃる中、里帰りする前の検診に関してご自分で運転して行ける方ももちろんいらっしゃるかもしれませんが、たまたまご主人が出張でなかなかご主人と行けなくて自分で運転しなければならないというケースも多々起きていらっしゃるのではないのかなという思いがある中、心配な部分が交通事故に万が一遭った場合に胎児に与える影響であるとか妊婦さんが切迫早産してしまったり、または流産してしまったりなどという心の痛みも味わえるようなつらい思いをされるような世帯もいらっしゃるのではないのかなという部分でというのが核家族がふえてきておりますよね。という中で、これまでおじいちゃんおばあちゃんが同居されていて、仮に息子がだめであればおじいちゃんおばあちゃんが乗せていくとかできた時代と時代が変わってきているのではないのかという思いがある中、今回老人向けの高齢者向けの福祉タクシー等の高齢者に対する補助とか相反する部分があるかもしれませんが、出生率をいかに維持するかという中で一つの検討の課題ではないのかという思いがあって2番目のお話を上げさせていただいたわけでありまして、そういった意味で総体的な今の必要性というところをお話しさせていただいた内容プラス総数的にはそんな大きな12回丸々毎回補助を受けるような方というのは本当に限られているのではないのかという意味では補助対象者はそれほど多くはないものの、補助することによってのメリットは大きいのではないのかという思いがありますが、いま一度私の今の考えもお聞きいただいた上で町長のご所見をもう一度お伺いしたいと思います。

議 長 （馬場久雄君）

町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

今の話では出産時の通院ということなんでしょうかね。今そういった回数が多い少ないもお話ですが、全部受けてもらいたいということが多分といますか本来はそうあってほしい。あとは、いろいろな判断の中で受けなかったりということなんでしょうかと思います。受けるように勧めるととかさっきのフォローアフターといますかそういったことも必要なんだろうな。そういった中で車を利用した場合のということですね。そういった考え方も一つだとは思いますが。いろいろほかの市町村でもやっておられるケースもありまして、いろいろそういったところで全てがそのケースに当てはまるかどうかは別としまして、我々もいろいろ調査といますか実績とかそういうのを見ているところがありますが、なかなか実際問題タクシーで行っている人が券を発行しても利用が少なかったとか、やり方によってはほかの人が使う、これは制度の問題ですからあれですけども、自家用車で通うということが結構多いというのが、私が聞いたところではそういうこともあります。そういったことで、逆に行った後に払えばいいのではないかという制度もあるのかもしれないけれども、やり方として。そういったことでいろいろそういった方法もあると思いますけれども、さっき言いましたいろいろなケースがあると思いますので、そういったケースケースをいろいろ考えながらということで、さっきも申し上げましたけれども、いろいろ考えていきたいということを申し上げたところでございます。こういう言い方すると誤解されるかもしれませんが、基本的に健康な方が行かれるという状況ですので、自分の意志といますかそのことがかなり優先されて自分で判断をされるということもあろうと思いますので、いろいろな考え方が出てくるんだと思います。そういったことも含めていろいろなケース、さっきお医者さんからお話ということもありましたが、そういったことも聞きながらいろいろ考えてまいりたいと思いますけれども。

議 長 （馬場久雄君）

浅野俊彦君。

9 番 （浅野俊彦君）

出生率を下げずに多くの方に安心して将来を担う子供さん方を産んでいただきたいなということで、その思いは町長もちろん同じであろうと思いますし、そういった中で受診をきちんとしていただく一つの方法、または足の確保も産科が町内・郡内がない町村ということからいくと、何らかそういった検診なりの補助メニューは県内変わらないわけで、何らかメリットがないと実際には妊娠されているような世代の方がいらっしゃろうと思ってもいらっしゃれなかつたりという意味で、全体的な人口フレーム、またはその招致にもかかわってくる可能性もある話ではないのかなと思いますので、引き続き研究をしていただきたいなという思いがあります。

あともう一つ、ご提案もさせていただきたい部分が産科が近くにない場合、または陣痛が来てしまった、または陣痛の前に破水してしまったなどという場合に事前に妊婦さんのかかりつけの病院だとかがどこで、私は何週目の状態だというのを登録しておくことによって救急車で産科まで緊急時のときに何も聞かずに輸送してくれるという事業を行っている自治体も出てきております。名前はいろいろなようでありますけれども、妊婦エントリーネット119とかママサポート119などという名前ですけれども、全国的にまだ二、三市町村しかないそうなんですけれども、確かに振り返ってみればうちもたまたま長男のときには最初に破水してしまって、あれあれどうしたっけという中で朝無理無理朝方から送っていったというので、たまたまいたからよかつたわけでありましてけれども、予定日より早い段階で仮にまだ今週何でもないのでちょっと出張行ってくるからみたいな状況だった場合どうしたのかなという心配も残る中、そこは医療関係にももちろん熟知された救急士の方々にもお力をかりながら安心して分娩できる産科まで届けていただけるというサービスを消防本部等と協定を結びながらやられている自治体もございます。

これは決して大和町だけの問題ではなく、大郷、大衡でも同じような状況になり得る部分もあるのではないのかなという意味ではぜひ黒行の理事会等でも議題としていただいて、研究をいただければなという思いで紹介をさせていただいたわけでありましてけれども、こういった事業をやられているお話というのは今までお伺いになられたことがあったのか、またはどのようにこういったサービスをお考えになられるかご所見をお伺いしたいと思います。

議 長 (馬場久雄君)

町長浅野 元君。

町 長 (浅野 元君)

妊婦さんを事前に消防といいますかそちらに登録をしておいてということですよ。私、そういったことについては知りませんでして今聞きましたけれども、そういう方法もあるんだろうなと思います。あとは、妊婦さん、どういう状況で救急車を呼ばれる状況になるのかということはあると思いますので、そこで多分受け答えできる状況であれば即、もちろんお話しになるでしょうし、ただ、とんでもない状況になっていけば、そういったことがあれば、とんでもない状況になっていけば非常にということだと思います。そういったこと、なるほどそういったこともあるんだなと認識しました。

議長（馬場久雄君）  
浅野俊彦君。

9番（浅野俊彦君）

ぜひ新しい事例かもしれませんが、そういった事例も含め以下に交通手段を確保するのかという部分と、研究をいただきたいなということで3要旨目に入らせていただきたいと思います。

こちらも、この3要旨目の話もトヨタさん初め東京エレクトロンさん初め、移住されている方がふえてきている関係でいろいろ気になっている部分でありまして、または核家族化して単身で出ている世代がある中、確かに制度としては保護者が産前産後各8週間以内を期限として申し込むことができるということで制度はあるわけでありまして、一方で、ただし緊急的な枠を確保しているわけではない。現状、保育所に関して言えばなおさらのこと、まだ待機児童がいるという状況下で現実的にはなかなか受け入れできる状況にはないのではないのかという思いでありますけれども、まず現状としては受け付け、受け入れられるケースもあるのかという部分を確認をさせていただきたいのと、あわせて枠の確保という意味では今後こういったケースにも対応できるような枠の確保を本格的に考えなければ他市町村からの移住者を呼び込めないのではないのかという思いがありますけれども、そういった意味でこういった緊急の枠を設けて、どうやったら設けていけるのかという部分も研究いただきたいと思いますが、ご所見をお伺いしたいと思います。

議長（馬場久雄君）  
町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

これまでこういったケースがあったのかといった場合には、具体的にその辺は担当課長から。

議 長 （馬場久雄君）

子育て支援課長内海義春君。

子育て支援課長（内海義春君）

それではお答えいたします。出産等々についての保育所の申し込みでございますが、案件的には里帰り出産でこちらに帰ってきて出産したいので預けられないかという問い合わせはありましたが、その際は一時預かり保育のほうをご紹介させていただいたケースがございます。枠等については、今現在議員おっしゃるとおり待機児童がおりますし、また枠というのがゼロ歳から5歳までのそれぞれの年齢に応じた定員がございますので、今現在枠は設けることは難しいと考えております。以上でございます。

議 長 （馬場久雄君）

浅野俊彦君。

9 番 （浅野俊彦君）

来年4月にも保育所が新たに開校するわけでありまして、それに伴って多少なりそういう枠、または待機児童の解消が進んでくれればという思いがあるところでありますけれども、必ずもちろん利用できるものではないという話ではあるものの、申し込みは確かにあった事例もあったと伺いましたので、そういったケースも今後想定されるであろうということも想定していただきながら、全体の保育数の枠の確保に努めていただけることを期待しまして2件目に入らせていただきたいと思います。

認知症高齢者への対応策はということで、高齢化の進展に伴い特に団塊の世代が後期高齢者となるころには高齢者の5人に1人が認知症の人、またはその予備軍との予測もございます。認知症の人を単に支えられる側と考えるのではなく、認知症の人が認知症とともによりよく生きていくことができるような環境整備が必要と考え

るところであります。

そこで、現行の認知症高齢者への対応と課題は。

2つ、独居高齢者の安全確認や行方不明者の早期発見、保護を含め最新のITも活用した地域での見守り体制の整備が必要と考えるが、3つ、徘徊中の事故などで家族が損害賠償請求される事態も発生しております。社会で支えるという観点から、公費で保険も検討してはということで、町長のご所見をお伺いいたします。

議 長 (馬場久雄君)

答弁を求めます。町長浅野 元君。

町 長 (浅野 元君)

それでは、認知症高齢者への対応策についてでございます。

1 要旨目の現行の認知症高齢者への対応と課題につきましては、高齢者人口の増加に伴いまして大和町でも認知症高齢者は増加傾向にございまして、認知症の高齢者やその家族が住みなれた地域で安心して暮らし続けるために必要なさまざまな取り組みが求められております。認知症に気づくのがおくれることで重症化を招いてしまうことや、家族の介護負担軽減や支援のあり方が全国的な課題となっております。そのような中、認知症を地域で支えるための取り組みの一つといたしましてことし1月から地域包括支援センターに認知症地域支援推進員を配置しました。ことし4月からは専門的な相談対応を行うための認知症初期集中支援チームを設置し、早期発見対応に向けた体制強化に取り組んでおります。また、認知症ケアパスを盛り込んだ高齢者保健福祉ガイドブックの作成により認知症に関する制度やサービスに関する情報をわかりやすく提供できる工夫を進めるなど、認知症になっても安心して暮らし続けられるまちづくりを目指しております。

続きまして、2 要旨目の独居高齢者の地域での見守り体制の整備の必要性でございます。現在、認知症高齢者の徘徊や行方不明の対応といたしましてSOSネットワークや防災無線の活用、また日常的に徘徊の心配がある方に対しましてはSOSネットワークの事前登録や介護保険サービスにより徘徊感知器などのレンタルなどの情報提供を行っております。最近におきましてはITを活用した民間のサービス等も出ておりますが、町では地域での見守り体制を整備していく観点から引き続き認知症サポーターの育成活動支援などにより認知症に関する正しい理解を促進することで徘徊高齢者への対応や気づきのポイント、相談先や利用できる制度につき



ましての情報提供等に努めてまいります。

3 要旨目の徘徊中の事故などに対する保険の公費負担につきましては、実際に平成28年、JRの列車事故に関しまして認知症高齢者を介護する家族の監督義務につきまして問われた判例がございました。認知症を危険な存在と決めつけ、常に監視しなければ家族の怠慢と言われたこの事件であります。1 審、2 審では家族の責任として賠償命令を下されましたが、最高裁におきまして家族の賠償責任はないとされ、大きな話題となりました。認知症を抱える高齢者の家族にとりまして、徘徊の事故等の不安を抱えている方も多くおりますが、公費による保険の導入につきましては課題も多いと考えております。以上です。

議 長 (馬場久雄君)  
浅野俊彦君。

9 番 (浅野俊彦君)

1 要旨目のところでありますけれども、おおむね厚生労働省の老健局で出された内容を着実に実行されているとまずは受けとめさせていただいております。そういった中で、ことしの4月から専門的な相談対応を行うために認知症の初期集中支援チームを設置して活動を始めたということでありましたけれども、町民の皆さんに議会広報等も含めて周知をしていただく意味も込めて、現状の今活動状況等を多少ご紹介をいただければと思います。

議 長 (馬場久雄君)  
町長浅野 元君。

町 長 (浅野 元君)

このチームにつきましては、町の職員と黒川病院のお医者さん、それから黒川病院の専門の方がチームを組んでやっている状況でございます。活動内容ですか。活動内容につきましては、具体的にちょっと私把握しておらないところでございますけれども、そういったチームの中で案件案件につきまして専門家の意見を聞きながら相談、あるいは対応について協議しているものと思っております。

議 長 (馬場久雄君)

浅野俊彦君。

9 番 (浅野俊彦君)

医師の方も入られて活動されているということでありました。確かに、特にアルツハイマー型等に関しては完全治癒する薬はないものの、症状をおくらせるような効果があるということで早期発見イコール早期対応、これが有効であるのは言うまでもありませんので、ことし4月からということで活動を開始したという話でありましたけれども、ぜひ早期発見・早期対応につながることを望みつつ、2要旨目のお話に入らせていただきたいと思います。

特にSOSネットワーク、こちらも老健局でかなり進めているところでありまして、実際に徘徊されている方が出た場合にどう対応するのかというのを予知を含めまして模擬的な訓練も必要になってくるのではないのかなという思いでありますけれども、現状その模擬訓練等も含めた形でSOSネットワークを動かしていこうというお考えであるのかというのをお聞かせいただきたいのと、防災無線でたまに不明者の情報が出ます。こういった方、男性の方なんだな、または女性の方なんだな、どういう服装の方なんだなというのを多くの方に周知をしていただくという意味では非常に意味があるのとあわせて、聞いた以上、そういった方がどなたかいらっしゃらないのかなというのを運転をしながら、または歩きながら見て歩いた結果で最近はやるようになったんですか。以前は見つかりましたと案内がない中、どうなったんだろうかなというのを新聞等、翌日の新聞等を拝見して見つかりました、ああよかったという思いで聞いていたようなケースもありました。ぜひ継続的に住民の方に関心を持っていただくという意味では、見つかった場合には無事見つかりましたと、決して悪い話ではなくいい話なわけであって、住民の皆さんもやる気を喚起するという意味もあるのではないのかと思いますので、その点、今のまず2件です。ご見解をお聞かせいただきたいと思います。

議長 (馬場久雄君)

町長浅野 元君。

町長 (浅野 元君)

まずSOSネットワークで模擬的なことをやってというご質問でございますが、これにつきましては大和警察署等々関係団体がやっているところでございますけれど

も、模擬的な活動というのはちょっとやっていないと思っております。

それから、さっきの防災無線につきましてはそのとおり、皆さんに問いかけたらいいですか発見の場合は発見というふうに言うということは当然だと思っております。防災無線でも個人名は言えないんですね。それで、あるときこういう方でこういう方でこういう方と書いていたけれども、個人名言ってもらえばすぐわかったのにという意見もあって、なかなか難しいところがあるんですが、なかなかその辺の難しさというのはありますけれども、ただ、そういうことでお願いして見つかった場合には無事見つかりましたという報告といたしますか、それはやらなければならないと思いますのでやっていきたいと思っております。

議長（馬場久雄君）

浅野俊彦君。

9番（浅野俊彦君）

先ほどのSOSネットワークをいかに機能させるかという意味での徘徊の模擬訓練という話をさせていただいたわけでありましてけれども、現実的には、特に日中であれば今職住隣接といいながら実際に自営なりでやられている方よりはサラリーマン世帯の方のほうが多くて、自宅のそばというよりは別なところに職場があつてという中ではなかなか地域だけで守れる状況でもないでしょうし、これから2025年の団塊の世代が75歳を超えと言われてこれからは先を考えれば、実際に75歳を超えられた方を助けようと思う40代、50代、またはその下の年代がどんどん減っていく中で人のネットワークだけでは守れない時代が来るのではないのかと思う中、IT技術を活用してという中では特に皆さん持たれている携帯初めさまざまな機器にGPS等の位置情報を発信するような設備がさまざま出ていて、値段も大分安くなっている状況もあって、警備会社さんのものでいくと靴に入る発信機サイズで月額250円で機器本体2,200円ぐらいで出されているところがあったり、介護保険が適用になるようなものがあったり、さまざま技術も進歩してきている。それと同時に値段的なところも下がっている中、3件目でゆっくりお話しをさせていただきたいと思っておりますけれども、高齢者対策の予算をどう配分していくのかという部分をこれからいろいろ考えなければならない部分であろうという思いをおりまして、3件目の要旨に移らせていただきたいと思いますと思う中、保険の公費負担ということで問題提起をさせていただいた中、平成28年のJRの列車事故のお話がありました。

まず、この認識を同じくしたいという思いがあって、私もこの事例は認識をしておいて、JR東海さんが愛知県の大府市在住の方の、結果奥様を訴えられた案件ではないのかなと推測をしますけれども、まずその件であるのかという部分と、家族の損害賠償はないということで大きな話題となりましたとなりますけれども、具体的な判例上どうしてこういう見解になったのかという部分、私の認識と違う部分があるものですから再度確認をしたいと思います。

議長（馬場久雄君）

町長浅野 元君。

町長（浅野 元君）

私が答えた内容が浅野議員のと一緒かどうかというのは私もわかりません。何をどう思っているのかは。ですけれども、このことについては1審、2審で家族の責任ですよというものがあつただけけれども、最高裁にいったらそれは家族の責任ではないですよといいますか、そういったことになったという判例とと思っていますので、認識違いというのはどの辺なのか教えてもらいたいと思います。

議長（馬場久雄君）

浅野俊彦君。

9番（浅野俊彦君）

これは近々で、我々の中にも目を触れたとすれば7月30日の河北新報に載っていた案件だと思うんです。多分、こちらにいる同僚議員の皆さん及び職員の方々のほとんどもごらんになられているのではないかと思いますけれども、これは1審、2審では奥さんに監督責任があるということでどちらも賠償しなさいという判決が下っていたわけでありましたけれども、最高裁で何でこれ責任がないという見解になったのかというのを記事及び判決文等を見ると、奥様も要介護だったそうです。要介護の奥さんが介護を受けなければならない認知症の方を監督できる能力がなかったということで請求が棄却されたんです。ということは、イコールその奥さんにそういった介護の認識がなければこの判決によると1審、2審の判決によると約720万円払いなさいという判決が下されたわけです。という意味で、家族の賠償責任はないとされ、大きな話題となったというわけではなく、その部分、それが本旨なわけ

であります、いま一度そのそういった認識だとした場合には障害者が起こされたそういった事件に関して問題性があるのではないかという部分を認識いただけるのではないかという思いがありますので、もう一度町長のご見解をお伺いしたい。

議 長 （馬場久雄君）

町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

済みません。この案件につきましては私はさっき言った認識だったのですが。同じ案件かどうかわかりませんが、私としては……。ですから、私が今思ったのはまるっきりそういう責任はないですよという判断をしたということで話題になったといえますか、そういうことでした。私は何かそれで正解だなと勝手に自分でも思うところがあって、よかったなと思っていたんですが。今浅野議員がお話のような状況で要介護であったからそれが認められたという案件があるとすると、ちょっと認識は違ってくると思います。

議 長 （馬場久雄君）

浅野俊彦君。

9 番 （浅野俊彦君）

そういう意味では私がお話しさせていただいた事例をもとに判例文等を見ていただいてもある意味問題であろうなという部分は認識いただいたのかなというつもりでいます。

今あくまでも被害のもとになられた認知症の方を視点にお話をさせていただいていますが、これを実際に被害をこうむった企業側で考えれば、結果的には起きた賠償事件に関して結果的にはどこからも金を取りようがないという意味で社会的な影響度合いという部分も大きいのではないかという思いがある中、7月30日の河北新報の記事によればになりますけれども、6つ、7つ以上の市が独自に賠償保険をかけるといふ動きになってきておるようであります。一部では社会的な問題なので国でどうするべきだという部分で国会での議論も始まっている中、財源どうするんだという部分でなかなか動かないのも現状の中、そういった問題を問題視されている市では保険を公費で動きだされているところもあるようであります。例に挙

げれば、年間2,000円の保険料で1億円の補償額があるような保険があったり、先ほどの町長の回答の中でも公費における保険の導入に関しては課題も多いということでありましたけれども、一番課題として感じる部分は財源をどうするのかということころであろうと推測をいたしますけれども、そういった認識でよろしかったかお聞かせをいただきたいと思います。

議 長 （馬場久雄君）

町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

財源ということはもちろんありますが、先ほど堀籠議員さんのご質問にもありましたけれども、公平性といいますかそういったことについても課題はあるのではないかと思います。

議 長 （馬場久雄君）

浅野俊彦君。

9 番 （浅野俊彦君）

課題と公平性というところでお話が、一つまずそれが課題ではないかということでお考えのようでありました。その財源というところで私もこれからお話しする点、ある意味おっかない部分もあるわけでありましてけれども、公職選挙法で選ばれる我々議員と町長初めどういったメッセージを曲がってとられても困るなという思いでお話をさせていただきますけれども、これから団塊の世代の高齢者がぐっとふえていく中、来週から始まる敬老会を初めとしてもちろん先人の方々が守ってきてくださった結果が今の日本があるという部分はもちろん認識をされるわけでありましてけれども、一方で人口構成が変わってきている中、まして下の世代が薄くなってきている中、敬老祝い金、これが今のままでいいのかという部分もある意味今現在80歳以上全員に5,000円ということで条例上定めておるわけでありましてけれども、その部分がある意味原資としながら認知症の先ほどの機器の購入分に仮に充てるだとか、万が一何か事故を起こしてしまった方の場合の保険に充てるだとか、ある意味聖域なしでそこは祝い金も含めて聖域なしで議論をしていく必要があるのではないかと。また、今年度から始まった高齢者タクシー、または福祉タクシーの原資もあるわけ

でありまして、仙台市なり近隣の町村では年齢をある区切りのいい年齢に区切った制度に変えられていたり、さまざまあるわけでありますけれども、ぜひ今後の来年度の予算編成においても本当にどうお金を回すことが高齢者の方々、またはそのご家族のためなのかという部分を聖域なしで議論する必要性もあるのではないかと思います。町長のご所見をお伺いしたいと思います。

議 長 （馬場久雄君）

町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

財源ということでございますけれども、例えばこの保険というのを考えた場合、先ほどご意見の中に国でやるべきだという意見があったと思いますが、私もそうだと思います。各市町村でやるというよりもそういった認知症になられた方といいますかそういった方に対して、例えば介護保険でやるとかそういったものであっていいのではないかというか、各市町村といっても例えば人口の多いところ・少ないところがありますけれども、こういう言い方も失礼かもしれませんが少ないところは高齢者が多かたりするということもあつたりしますし、そういったこともあるわけでございますので、そういった誰に責任があるかというのがよくわからない形になってしまうわけですね、現実的に、そういった場合。ただ、被害といいますか損害を賠償する側の人たちのことも考えるということもあるとすれば、社会的全体の問題と見た場合にはこういうものについては公費というよりも国のほうでそういったものを見るとかその辺はあれですので、ではないかなと思います。

それから、さまざまな財源についていろいろご意見がございますけれども、そういったものについてはこれを削ってあれをやるということももちろんあると思っておりますけれども、いろいろなご意見をいただきながらの考え方になってくると思います。今少なくとも福祉タクシーとか新しく始めているわけでございますが、それについては今の皆さんからの税金の中で賄っていきたいと考えているところでございます。その他についてはいろいろ考え方があるのではないかと思いますけれども。

議 長 （馬場久雄君）

浅野俊彦君。

9 番 （浅野俊彦君）

保険の公費の話は私も社会的な国全体の問題だろうという思いがあって、そこは町長と同じなわけでありましてけれども、なかなか国会で動かないという現状の中でそこにお住いの住民の皆さんを守るためという、または被害を受けられたその市町村内の企業さんを守るためにもなるかもしれませんという中で、メッセージ発信も含めてやられている可能性もありますけれども、そういった自治体もある中でどういう形で行うのかでこれから団塊の世代の方、または第1次目、その次の第2次ベビーブーマー世代の方々が後期高齢者になられる段階で我々の一世代、二世代之下の方々含めてどうやって維持をして安全で本当の意味で安心して暮らしていただくのかということを考える上では聖域ない議論が必要ではないのかという思いであえて問題提起をさせていただいておるわけでありましてけれども、そういった意味でそういった事例もある中、公費による保険の導入には課題が多いということである意味検討にも値しないようなご回答であるのかなと捉えるわけではありますが、ぜひ一つの検討の課題研究の課題として取り上げていただければという思いがありますので、いま一度一つの題材として研究いただけないかというところでお話をお伺いしたいと思います。

議 長 （馬場久雄君）

町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

課題も多いという言い方をしておりますけれども、例えば介護保険の中で先ほどレンタルとかそういったときには1割とかそういったことがあるわけですから、そういったやり方とか通報もサービスの一つとして、認めるかどうかちょっとわかりませんが、これはこの保険に限らずそういった課題、先ほど堀籠議員さんのことにもあるわけですが、そういったやり方というのがもし可能なかどうか、そういった方法も一つとしてはあるのではないかという考え方もあります。いずれにしても、そういったことでいろいろな整理というかそういったものはやっていかなければならないと思っております。まるっきりだめとかそういう話ではなく、いろいろそういったものの精査といいますかそういったことがあるのではないかと思います。

議 長 （馬場久雄君）



浅野俊彦君。

9 番 (浅野俊彦君)

これから来る将来の構成等の変化にあった町政運営が皆さんとともにできることを期待申し上げて、聖域なき議論ができることを期待申し上げまして私の一般質問を終わらせていただきたいと思います。ありがとうございました。

議長 (馬場久雄君)

以上で浅野俊彦君の一般質問を終わります。

これで一般質問を終わります。

お諮りします。本日の会議はこの程度にとどめ、延会したいと思います。これにご異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

異議なしと認めます。よって、本日はこれで延会することに決定しました。

本日はこれで延会します。

再開はあす6日の午前10時です。

ご苦労さまでした。

午後4時21分 延 会